

(1) 平成25年第3回市議会定例会の提出議案について（教育委員会関係）

議案番号	議案名	採決結果
議案第108号	上丸子小学校改築工事請負契約の締結について	可決
議案第109号	子母口小学校・東橋中学校改築工事請負契約の締結について	可決 (賛成多数)
議案第110号	子母口小学校・東橋中学校改築電気その他設備工事請負契約の締結について	可決 (賛成多数)
議案第111号	子母口小学校・東橋中学校改築空気調和その他設備工事請負契約の締結について	可決 (賛成多数)

(2) 平成25年第3回市議会定例会の答弁について（教育委員会関係）

	会派	議員名	内容	頁
代表質問	自民党	橋本議員	全国学力・学習状況調査について	1
			日本史教科用図書の採択について	3
			学校施設における複数エネルギー源の確保について	5
			市立学校の学習環境について	5
	民主党	木庭議員	中学校給食について	6
			いじめ問題に関する研修のあり方について	6
			ネットいじめについて	6
	公明党	田村議員	学校施設長期保全計画について	8
			体罰について	8
			いじめについて	9
			ゆとり教育について	10
			プール開放事業について	12
	熱中症対策について	12		
	共産党	市古議員	中学校給食について	13
みんなの党	為谷議員	学校給食について	13	
		全国学力・学習状況調査結果について	14	

	会 派	委員名	内 容	
決算審査特別委員会	自民党	原委員	学校のプール開放について	15
		松原委員	川崎市立学校学習状況調査について	17
			子宮頸がんワクチン接種による副反応について	19
		廣田委員	地域教育会議及び子ども会議について	35
			中学校体育における武道について	37
	民主党	木庭委員	音楽活動推進事業について	39
		織田委員	水泳指導について	42
	公明党	川島委員	環境学習などでの本市施設の有効活用について	17
		沼沢委員	避難所（体育館）整備について	20
			学校へのAED設置状況について	21
		かわの委員	義務教育施設の窓ガラス飛散防止対策について	24
		田村委員	小学校等給食運営事業について	28
			映像のまち・かわさき推進事業について	30
		吉岡委員	校務支援システム開発について	32
		山田委員	医療的ケア支援事業について	37
	岩崎委員	介護予防事業について	41	
		生ごみリサイクルモデル事業について	42	
	共産党	石川委員	宮前区郊外（自動車排ガス）対策について	17
		大庭委員	適応指導教室運営事業について	25
			若者の就業支援について	27
市古委員		就学援助制度について	34	
佐野委員	教育施設の維持管理について	43		
みんなの党	小田委員	図書館コーディネーターについて	22	
無所属	竹田委員	生涯学習支援について	31	

## ■ 代表質問（9月11日）自民党 ■

### ◆ 全国学力・学習状況調査について

#### ◎ 質問

- ・「この調査により測定できる学力は特定の一部であり、ひとつの指標」にすぎないとしておりますが、この「特定の一部」とは何か伺います。
- ・例年上位にランクされる県と本県との違いをどのようにとらえているのか伺います。
- ・川崎市教育プランの学校の教育力を高め、確かな学力を育成する取組みは達成されていると考えているのか伺います。
- ・神奈川県内における本市の小中学校の順位について、市内各小中学校の順位について、神奈川県より資料提供されているのか、併せて伺います。
- ・各家庭での学習状況はどのように把握しているのか伺います。
- ・県教育委員会では、「携帯電話やインターネットの影響が、よい面と悪い面、両方に出ている」と分析していますが、この「よい面」と「悪い面」とは何か伺います。
- ・小中学校への携帯電話の持込の是非についての考えと持込の実態について伺います。
- ・全国学力テストが悉皆調査に戻されたため、川崎市小学校学習状況調査及び中学校診断テストは効率化のためにも見直すべきと考えますが、本市の考えを伺います。

#### ◎ 答弁

はじめに、学力についての捉えでございますが、学校教育法第30条第2項では、「基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養う」ことが規定されており、これに基づいて確かな学力を育成することが求められているところでございます。

文部科学省から通知された「全国学力・学習状況調査に関する実施要領」の「調査結果の取り扱いに関する配慮事項」におきまして、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることが示されております。教科に関する調査は、小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語、算数・数学の2教科についての主として知識に関するA問題と活用に関するB問題から構成されており、主に学力における「知識」と「活用」の面に着目して、児童生徒の学力・学習状況を把握できるものと捉えております。

学力の要素である主体的に学習する態度につきましては、日頃の授業における児童生徒の様子を長期的にみて把握していくものであると考えております。また、「確かな学力」は、国語、算数・数学に限らず学校教育全般を通して育成していくものであると考えております。

次に、他県との違いについてでございますが、教育委員会といたしましては、この調査の目的に鑑み、本市の児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、改善を図ることに努めているところでございます。今年度の教科に関する調査結果は、文部科学省が有意差の認められないとするプラスマイナス5ポイントの範囲内にありますので、本市の結果は全国とほぼ同程度の結果であると考えておりますが、ちなみに本市の全教科の平均正答率を平均いたしますと、小学校は全国で富山県と同程度の10位、中学校は群馬県と同程度の9位に相当するものでございます。

次に、かわさき教育プランの達成状況についてでございますが、かわさき教育プランの重点施策3「学校の教育力を高め、確かな学力を育成する」の中で、具体的には自ら学ぶ意欲、考える

態度の育成、言語活動の充実による授業改善等が示されております。今回の調査における活用に関するB問題の平均正答率を全国と比較いたしますと、小学校と中学校のすべてにおいて上回っております。本年度の調査結果のみで判断することは尚早ではございますが、この結果は、日頃から各学校において、かわさき教育プランに基づき、児童生徒一人ひとりの学習状況を把握し、知識・技能等の活用を図る課題や学習場面を設定し、思考力・判断力・表現力等の育成を目指した授業作りに努めてきたことの表れであると考えております。また、これまで教育委員会におきましては、授業力向上支援事業をはじめ、各種指導資料の作成、指導主事による校内研修支援等の充実に取り組んでまいりましたが、今後も引き続き学校に対する支援に努めてまいりたいと存じます。

次に、本市の小中学校の順位及び調査結果の提供についてでございますが、本市の公立学校全体の状況及び各学校の状況は、文部科学省より本市教育委員会に提供されておりますが、各学校の順位に関する資料提供は受けていないところでございます。また、神奈川県から市内各学校の順位についての資料提供につきましても受けていないところでございます。

「全国学力・学習状況調査に関する実施要領」の「調査結果の取り扱いに関する配慮事項」では、序列化や過度な競争につながらないように十分配慮することとされ、市町村教育委員会は域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないことが明記されております。したがって、本市といたしましては、各学校の状況の公表につきましても、この配慮事項に則して対応しているところでございます。

次に、家庭での学習状況の把握についてでございますが、本市では、小学校5年生と中学校2年生を対象として実施している川崎市学習状況調査の生活や学習についてのアンケートにおきましては、家庭での学習時間や通塾につきまして、状況を把握しているところでございます。また、平成23年度に小学校4年生、6年生及び中学校3年生を対象として実施した、「川崎市小・中学校教育基本調査」におきましては、家庭学習の必要性についての質問を設定し、状況の把握を行っております。

教育委員会といたしましては、これらの資料を基に指導方法の改善等に関する支援に努めてまいります。

次に、携帯電話やインターネットの影響についてでございますが、神奈川県教育委員会によりますと、良い面といたしましては、児童生徒質問紙の「携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人と約束をしたことを守っていますか」という設問に対して、「守っている」という回答の割合が高かったこと、悪い面といたしましては、国語の漢字の正答率が低かったことについて、日常的に携帯電話等を使うことで、漢字を書く機会が少なくなっていることが要因の一つとして考えられること、とうかがっております。

次に、携帯電話の学校への持込についてでございますが、平成21年1月に文部科学省が発出した「学校における携帯電話の取扱い等について」の通知に基づき、小中学校において、携帯電話は、教育活動に直接必要のない物であるため、学校への持込を原則として禁止しているところでございます。ただし、児童生徒の安全確保など、やむを得ない事情がある場合、保護者が学校長に申請をすることにより、登校後に学校で預かり、下校時に返却するなど、学習活動に支障がないことを条件に例外的に認めているところでございます。

次に、本市における学習状況調査の実施についてでございますが、川崎市学習状況調査は、小学校では5年生を対象に国語、算数及び生活や学習についてのアンケート、中学校では全学年を

対象に国語、社会、数学、理科、英語の5教科及び2年生を対象とした生活や学習のアンケートを実施しております。

川崎市学習状況調査は、小学校は5月に実施し、夏休み前に児童と保護者に調査結果を通知することにより、夏休みや9月以降の学習に取り組む課題の発見や家庭での学習のあり方の改善に役立てております。中学校につきましては、全国学力・学習状況調査が2教科であるのに対して、5教科で実施することで、本市の生徒の学習状況をより広く把握することが可能になっております。

また、設問や観点ごとに分析された個人票を配付することで児童生徒が自分の学習状況や改善点をより詳しく把握できるようにしております。

さらに各教科の問題は、本市の教員が児童生徒の実態に即して作成しており、児童生徒一人ひとりの学習状況に応じたきめ細やかな指導につながっております。

川崎市学習状況調査と全国学力・学習状況調査のそれぞれの特徴を生かして有効に活用することにより、本市の児童生徒の学習状況を的確に把握し、教育委員会における施策の検証・改善、各学校における指導方法の見直しと充実に努めているところでございます。

#### ◆ **日本史教科用図書の採択について**

##### ◎ **質 問**

- ・神奈川県教育委員会では、高校日本史教科書「実教出版」の使用を希望している県立高校に対し、希望しないようにと指導したとの事ですが、なぜ希望しないように指導したのか、内容とその結果について伺います。
- ・このような指導に対する見解を教育委員長に伺います。
- ・本年度までの本市の市立高校における採択された日本史教科書の出版会社と、使用している高校について伺います。
- ・採択に至った経緯と採択理由について伺います。
- ・本市における来年度の日本史教科書の採択経緯及び、その理由について伺います。
- ・本市ではこれまで、採択前に再考を求めたことは無いのか伺います。
- ・県教委の対応について、「介入は認められない」との抗議がありますが、これは介入なのか伺います。また、この抗議に対する見解を伺います。
- ・国旗掲揚並びに国家斉唱は教職員の責務であり、強制には当たらないとの認識について、教育長の見解を伺います。
- ・憲法や歴史認識、自衛隊、領土問題など教育委員会の見識ある指導を期待していますが、今後の取組について伺います。

##### ◎ **答 弁（委員長）**

教科用図書の採択につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、「教科書その他の教材の取扱いに関すること」が教育委員会の職務権限として定められておりますので、その指導も含めて教育委員会がその責任と権限のもとで採択したものであると認識しているところでございます。

##### ◎ **答 弁**

はじめに、神奈川県教育委員会の対応についてでございますが、実教出版の日本史A・Bの教科用図書の国旗・国歌法をめぐる議論にかかる記載について問題にしたものと捉えております。

教科用図書の採択結果でございますが、実教出版の教科用図書を希望していた 28 校の県立高等学校が、他社の教科用図書に変更したと伺っているところでございます。

次に、本年度の市立高等学校で使用している日本史の教科用図書でございますが、川崎高等学校全日制課程で山川出版社、定時制課程では東京書籍を、商業高等学校全日制課程で実教出版を、川崎総合科学高等学校定時制課程で第一学習社を、橘高等学校全日制課程で山川出版社を、高津高等学校全日制課程で山川出版社、定時制課程では実教出版を使用しているところでございます。

採択理由でございますが、「基本的内容及び発展的内容が精選されており、全体の流れが把握しやすい」、「各学習項目の冒頭に課題が明記されており、基本事項が確認しやすい」等でございます。

これらの高等学校の教科用図書の採択手順につきましては、毎年、学校ごとに教科用図書の調査研究を行うとともに、調査研究会及び教科用図書選定審議会において、全種目の教科用図書について調査研究を行い、その結果を教育委員会に報告しております。その後、教育委員会におきまして、この報告書や独自の調査研究等をもとに審議を行い、教科用図書を採択しているところでございます。

次に、来年度に使用予定の日本史の教科用図書でございますが、川崎高等学校全日制課程で山川出版社、定時制課程では東京書籍を、商業高等学校全日制課程で第一学習社と清水書院を、川崎総合科学高等学校定時制課程で第一学習社を、橘高等学校全日制課程で山川出版社と実教出版を、高津高等学校全日制課程で山川出版社、定時制課程では実教出版を採択したところでございます。なお、本市では、国旗・国歌法をめぐる議論にかかる記載のある教科用図書は採択しておりません。

採択理由でございますが、「生徒の興味・関心を高めるような資料の提示が見られる」、「資料・図説・写真が豊富で、歴史の理解・応用まで十分な内容となっている」等でございます。なお、教育委員会が採択前に再考を求めたことはございません。

次に、介入と言われている神奈川県教育委員会の指導についてでございますが、教科用図書の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の職務権限でございますので、この職務権限に基づき実施されたものと考えております。

次に、国旗・国歌の指導についてでございますが、学習指導要領では、小・中学校の社会において、我が国及び諸外国の国旗と国歌の意義を理解させ、これらを尊重する態度を育てるよう指導することとしており、また、小・中・高等学校の特別活動において、入学式や卒業式などでは、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする規定されており、各学校では、こうした学習指導要領の規定に基づき、実施しているところでございます。

次に、今後の取組についてでございますが、地理歴史科及び公民科では、いずれも教科の目標に「平和で民主的な国家・社会の形成者としての資質を養う」という内容が掲げられており、この目標を実現させるためにも憲法をはじめ、自衛隊や領土問題等について理解を深めることは重要であると認識しているところでございます。

教育委員会といたしましては、各学校において学習指導要領で示された目標及び内容を踏まえて、学習指導が適切に展開されるよう、努めてまいりたいと考えているところでございます。

## ◆ 学校施設における複数エネルギー源の確保について

### ◎ 質問

- ・今年度より各区1校の配備が始まっておりますが、各区1校とした理由を伺います。
- ・横浜市ではLPGガスボンベを常備するなど防災拠点強化を図っておりますが、災害時においても使用が可能なLPGガスに切り替えてゆくのか、本市の今後の対応を伺います。
- ・防災拠点となり得る小中学校にLPGガスボンベの常備を図るとどれだけの予算が必要になるか加えて、目標達成期間について伺います。

### ◎ 答弁

災害時に避難所となる市立学校のうち、現在、都市ガスのみを利用している120校を対象に、災害時に復旧が容易とされるプロパンガスの設備を併設する、いわゆる「複数熱源化」の取組を進めております。

今年度、本事業の開始に当たり、各区1校の設置に着手しておりますが、これは、モデル事業として、ガスボンベの設置場所や地域事情等の情報を把握し、今後の設置事業の円滑化を図るための参考とすることも目的の一つとしていただいております。

複数熱源化では、容量20キログラムのガスボンベ2本を1組として、1校当たり2組の設置を基本に、用務員室や特別活動室など、非常時の利用に支障がなく、かつ日常においても一定の利用がある等の条件を考慮して設置箇所を選定しており、常に満タンのボンベが少なくとも1本は常備される状態となるものでございます。

設置予定の120校への整備につきましては、設置工事費のほか、付帯工事費等を含めると、概算で6千万円程度の事業費を見込んでおり、平成26年度以降、概ね4年間での整備を目標として、関係局と協議してまいりたいと考えております。

## ◆ 市立学校の学習環境について

### ◎ 質問

- ・教育に対する本市の責務は、川崎市住む子どもたちが差別なく通学できる川崎市立学校の学習環境を整えることであると考えますが、見解を伺います。

### ◎ 答弁

かわさき教育プランにおきましては、「共に生き、共に育つ環境を創り、心を育む」ことを重点施策とし、すべての子どもたちが異文化を理解し、尊重することで、共に生きる豊かな社会を築いていこうとする意識と態度を育む、多文化共生教育を推進しております。

これに基づき、教育委員会では、国籍・民族にかかわらず、すべての子どもの学習する権利の保障に努めているところでございます。

今後とも、多文化共生の社会の実現をめざし、子どもたちが差別なく通学できる学習環境を整えてまいりたいと存じます。

## ■ 代表質問（9月11日）民主党 ■

### ◆ 中学校給食について

#### ◎ 質問

- ・客観性の高い調査を基に義務教育課程の中学校で給食を提供する意義についても検討を重ね、本市の中学生とその保護者にとって最も望ましい方向性を明らかにすべきと考えますが、見解と今後の検討課題について伺います。

#### ◎ 答弁

本市の中学校の昼食につきましては、家庭からのお弁当を基本としておりますが、中学校完全給食の実施について、これまでに市議会での決議や本年6月に行われました総務委員会での御意見・御要望等をいただいておりますことから、教育委員会といたしましても、中学校完全給食の実施の是非を含めた中学校の昼食のあり方について議論する必要があるものと考えております。

本年7月に開催された教育委員会定例会における「中学校給食についての検討委員会設置を求める陳情」の審議におきましても、「中学校の昼食のあり方については、しっかり協議していくことが必要である」との御意見がございました。

教育委員会といたしましては、これらの意見を踏まえ、調査研究を行い、必要に応じた資料を整えながら、教育委員会会議におきまして議論をいただき、本市にとって望ましい中学校の昼食のあり方について検討を進めてまいりたいと存じます。

### ◆ いじめ問題に関する研修のあり方について

#### ◎ 質問

- ・近年、少子化やインターネットの普及など子どもを取り巻く家庭環境や社会情勢が大きく変化しており、いじめの態様も偽装化、巧妙化が進み、犯罪行為に該当するかどうかの判断がつきにくいケースも存在しており多様化しております。このような変化に対応するスキルを磨くことも求められておりますが、外部機関との研修のあり方をどうとらえているのか見解を伺います。

#### ◎ 答弁

いじめの態様も年々変容し、巧妙化・多様化している中、各学校においては経験の浅い教職員も増えており、外部機関から専門的な知識を有する講師を招き、研修を行うことは、たいへん重要であると認識しております。

今年度は、児童生徒指導連絡協議会において神奈川県警察本部サイバー犯罪対策課職員を招いて、ネットいじめ等についての研修を実施いたします。

また、各学校において、未然防止や早期発見、早期対応を図るため、児童生徒の実態に応じた効果的な研修を実施できるよう、地域療育センターや教育相談センターなどの関係機関を紹介したり、夢教育21推進事業等を活用して、大学やNPO団体などの外部機関から講師を招くことができるよう支援し、研修の充実を図っているところでございます。

### ◆ ネットいじめについて

#### ◎ 質問

- ・ネット世界でのいじめは、発覚もしにくく、エスカレートしやすいとの指摘もあります。この

ネットいじめへの、これまでの対応と今後の対策について伺います。

- ・教員や保護者自身のインターネットやソーシャル・ネットワーキングサービスなどへの情報が乏しく、知識が未熟なために、学習の場の提供や適切な指導ができていないことも、問題に歯止めがかからない要因となっています。見解を伺います。
- ・携帯サービスを運営する大手企業では、青少年の情報モラルの向上と、中学・高校への情報教育支援を目的に教材や啓発アプリの作成・提供し、それを利用した「出張授業」などの取組みも進んでいます。今後、このような教材等の活用についての見解を伺います。

## ◎ 答 弁

はじめに、これまでの対応と対策についてでございますが、平成20年9月に他都市に先駆け、「川崎市立学校インターネット問題相談窓口」を開設し、関係機関と連携しながら問題解決に向け迅速に対応しているところでございます。

開設から5年間で、約2,300件の事案に対応し、また、誹謗・中傷や個人情報など、約6,800件を削除しております。

今後の対策といたしましては、スマートフォンにおける最新のアプリケーションを巧みに活用したいじめの事案など、日々複雑化するネット問題に的確に対応するため、ネットに詳しい専門家、警察などとの連携を図るとともに、相談員の研修の機会を確保し、要求される高度な知識や変化する児童生徒の実態に対応できるよう体制の充実を図ってまいります。

次に、教職員や保護者等に対する情報の提供についてでございますが、現在、スマートフォンを中心として広がりを見せているLINE等のSNSアプリを使いたいじめの問題は、第三者が内容を閲覧できないため、教職員が全てを把握するのは難しい状況となっております。

こうした現状において、本市では初任者研修、10年経験者研修、新任教務主任研修、新任教頭研修等の教員研修で、情報モラル、情報セキュリティに関わる研修を実施し、問題の状況と対応の在り方についての理解を深めております。また、指導者用資料「5分でわかる情報モラル教育Q&A」を毎年各校に配付し、情報の安全利用等に関する知識の習得や、情報を取捨選択する判断力の育成など、情報モラル教育の一層の推進を図っているところでございます。

次に、民間の教材等の活用についてでございますが、情報モラル研修の内容、また各校の指導目的に沿ったものであれば、情報教育支援を目的とした教材、啓発アプリケーション等を適宜活用してまいりたいと考えております。

このようなインターネットにかかる問題への対応は、スマートフォンや携帯電話等所持の必要性、使用等のルールづくりなどについて、学校と家庭が連携しながら取り組むことが重要であるとと考えております。

本市といたしましては、保護者向けの啓発リーフレットの配付、教職員を対象とした情報モラル研修、地域教育会議やPTA研修会等への相談員の派遣、また、川崎市PTA連絡協議会、神奈川県警察、各校種校長会、教育委員会、関係局等で組織した「川崎市立学校インターネット問題連絡協議会」などの効果的な推進により、未然防止の取組を今後も一層進めてまいりたいと考えております。

## ■ 代表質問（9月12日）公明党 ■

### ◆ 学校施設長期保全計画について

#### ◎ 質問

- ・学校施設長期保全計画を作成し、目標耐用年数80年のアセットマネジメントを進めるとのことですが、現在までの進捗状況と今後の具体的な取組、スケジュールを伺います。

#### ◎ 答弁

本市の学校施設は、昭和40年代後半から50年代にかけての児童生徒急増期に一齐に整備されたものが多く、非木造施設約130万平方メートルのうち築年数が20年以上の施設は約90万平方メートルと全体の約7割を占めており、老朽化が進んでおります。

このため、教育委員会では、学校施設を長期的な視点で効率的にマネジメントしていくため、「かわさき資産マネジメントプラン」に掲げる予防保全手法の導入による施設の長寿命化や、整備コストの縮減と平準化を図るため、「学校施設長期保全計画」の策定作業を進めているところでございます。

作業の進捗状況でございますが、昨年度は、全校を対象に、現地調査及びヒアリングを実施し、安全性、快適性、学習活動への適応性、環境への適応性、その他の5つの観点から、学校施設の評価を行ったところでございます。また、評価結果につきましては、データベース化して集約し、学校カルテを作成したところでございます。

現在、校舎や体育館の築年数により、全学校を3つのグループに分け、長寿命化対策、質的改善、環境対策などのバランスを考慮した整備メニューをグループごとに作成し、目標耐用年数80年まで施設の長寿命化を図ることを検討しており、これらのデータをもとに、「築後45年で建替えの従来型」と「築後80年で建替えの長寿命化型」のライフサイクルコストの比較を進めているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、資産マネジメントの第2期取組期間の実施方針の策定スケジュールに合わせ、今年度中に、パブリックコメントを実施し、学校施設長期保全計画を策定いたしまして、長寿命化の取組を推進してまいります。

### ◆ 体罰について

#### ◎ 質問

- ・国からの調査依頼を受けての報告では、昨年度3件だったとしています。17件について学校に聞き取り調査を行ったとのことですが、これらの主な内容と国への報告が3件となった理由、及び教職員への対応について伺います。
- ・第1次調査でこの3件が教育委員会へ報告されなかった事に対する教育委員会委員長の見解を伺います。

#### ◎ 答弁（委員長）

教育現場での体罰は、学校教育法第11条において明確に禁止されており、絶対に許されるものではありません。

学校は本来、子どもたちが学ぶ楽しさ、人と関わる喜びを感じながら夢を育み、自らの希望に向かって歩みを進める心と力を伸ばしていく場です。本市が人権尊重教育を基盤とした教育実践を重ねてきた歴史的経緯を鑑みても、体罰は、決して容認できるものではありません。

文部科学省が行った調査の第1次報告時点で体罰処分該当事案として、3件の報告がされなかったことについてでございますが、学校が事案について、把握できていなかったことから報告がなかったものであり、実態把握に課題があったものと認識しております。

これを踏まえて、第2次報告では、「電話相談ホットライン」の開設により、児童生徒や保護者から直接相談を受け、相談者の意向に沿い、区・教育担当が丁寧に対応するよう努めたものでございまして、こうした取組により実態を適切に把握することが重要であると認識しております。

今後も、一人ひとりの子どもを大切に作る学校づくりを目指して、体罰の根絶に取り組んでまいりたいと考えております。

#### ◎ 答 弁

体罰に関する「電話相談ホットライン」での相談内容や校長からの聞き取りによる実態把握を行った結果、実際に調査が必要と思われる事案が17件あり、区・教育担当が学校に入り調査を実施いたしました。その内、3件は、教員が児童生徒に対して、懲戒として有形力を行使したものでありましたので、体罰処分該当事案として文部科学省に報告したところでございます。

他の14件につきましては、教員による暴言や威圧的な指導、児童生徒の人格を否定するような言動等であり、不適切な指導と認められますが体罰には該当しないものと判断したところでございます。

教職員への対応につきましては、体罰処分該当事案はもとより、暴言や威圧的な指導、児童生徒の人格を否定するような不適切な言動等も重く受け止め、当該の教員を厳しく指導したところでございます。また、全教職員に対して、体罰根絶に向けたリーフレットを作成・配付し、校内研修等の実施を求め、意識改革の徹底を図ったところでございます。

#### ◎ 再質問

・体罰の実態が明らかになりましたが、今後、体罰を撲滅するための取組を伺います。

#### ◎ 答 弁

教育委員会といたしましては、体罰は人権侵害であり、絶対に許されないという認識のもと、引き続き「電話相談ホットライン」など児童生徒や保護者が安心して相談できる環境を整え、相談内容を丁寧に聞き取り、実態の把握と指導の改善に取り組んでまいります。

また、学校におきましても、教育相談体制の充実、体罰に頼らない教職員の指導力の育成や人権意識の向上、体罰を許さない職場環境づくり等が図られるよう、校長会議、部活動指導者連絡協議会、児童生徒指導連絡協議会、人権尊重教育推進担当者研修会等、あらゆる啓発の機会を捉え、指導助言を行い、体罰の根絶に取り組んでまいります。

#### ◆ いじめについて

#### ◎ 質 問

- ・いじめは犯罪との視点で相談体制の充実や教職員によるグループ対応を求めてまいりましたがその後の取組について伺います。
- ・携帯電話の「ライン」が拡大し、児童・生徒の利用が広がる中、いわゆる「ライン外し」に遭い、いじめの対象になることが懸念されています。適切なICT教育が必要ですが、取組について伺います。
- ・国の「いじめ防止対策推進法」の成立をうけて自治体と学校も基本方針を策定することとして

いますいが取組について伺います。

#### ◎ 答 弁

本市では、平成22年度から毎年すべての市立学校において児童生徒指導点検強化月間を設け、教育相談活動を通じた児童生徒理解の徹底、児童生徒理解に関する校内研修の実施、児童生徒指導体制の整備・点検・確認、児童会・生徒会による校内での啓発活動に取り組んでおります。

また、今年度から小学校35校において児童支援コーディネーターを専任化し、特別支援教育、教育相談、児童指導を統括する校内組織の中心として情報の収集や担任への支援を行うとともに、必要に応じて区・教育担当や警察等関係機関との連携の窓口となり、いじめ問題の早期発見、早期解決の要として、組織的な対応に努めてきたところでございます。

次に、ICT教育についてでございますが、広がりを見せているSNSアプリでの問題は、子どもたちの関係が外から見えず、対応が難しい重要な課題であると認識しております。その解決には家庭との連携を図るとともに、日頃の児童・生徒の好ましい人間関係づくりが大切であると考え、「かわさき共生＊共育プログラム」の実践を進めてまいりました。

また、情報モラル教育の指導の充実を図り、指導者用資料「5分でわかる情報モラル教育Q&A」を各校に配付し、「ネットいじめ」への対応等、具体的な指導事案を示しているところでございます。

今後は、SNSアプリ等の新しい指導事例につきましても改訂版の中で取り上げてまいりたいと考えております。

次に、「いじめ防止対策推進法」についてでございますが、本市におきましてはこれまでも、いじめ問題の理解と対応のための指導用資料「一人ひとりの子どもを大切に作る学校をめざして」を作成し、全教職員に配付するなど、いじめ問題の克服に向けた方針や早期発見の手立て、対策会議の設立等、具体的な方策を示してまいりました。今後、国から示される「いじめの防止等のための対策に関する基本方針」を参考に、これまでの取組を整理して、本市独自のガイドライン等を示し、各学校の基本方針策定を支援してまいりたいと考えております。

#### ◆ ゆとり教育について

#### ◎ 質 問

- ・文部科学省では「ゆとり教育」の見直しを掲げ、3年間かけて新たなカリキュラムに移行しましたが、移行したことによる問題点、教職員や児童・生徒の反応、土曜日補習等への取組について伺います。
- ・理科教育の時間増が図られました。理科支援員等の活用状況と改善点、生徒からの反応について、伺います。また、授業についていけない子どもたちに対する取組について伺います。
- ・学校週6日制について、その後の「川崎市学校運営研究会議」における検討状況について伺います。
- ・文部科学省は総合的な学習の時間等に特色ある授業の展開を促進しようとしています。本市の取組について伺います。
- ・3学期制への回帰が話題となっております。市内での動向と3学期制に対する見解を伺います。

#### ◎ 答 弁

はじめに、現行の学習指導要領についてでございますが、今回の改訂では、小学校6年間で国語・社会・算数・理科・体育の授業時数、及び中学校3年間で国語・社会・数学・理科・保健体

育・外国語の授業時数がともに約1割増加するとともに、学習内容も増加したところでございます。この改訂は、つまずきやすい内容の確実な習得を図るための繰り返し学習や、知識・技能を活用する学習等の充実をねらったものであり、子どもたちの「確かな学力」を育むことができるものと考えております。

また、生きる力を育むために、総合的な学習の時間で行われている体験的な学習や、課題解決的な学習はますます重要であると考えております。これらの学習のためには、各教科で知識・技能を活用する学習活動を充実することが必要であることから、総合的な学習の時間が縮減され、国語や理数等の時数が増加されたものでございます。これにより、各教科による学習を踏まえ、総合的な学習の時間における教科等を横断した課題解決的な学習や、探究活動の質的充実が図られると考えております。

また、基礎的・基本的な内容の理解につきましては、日常の授業においても丁寧な指導に努めておりますが、各学校においては、実態に応じて、個別の指導を行うため、長期休業中や放課後等を活用し、補習等を行っているところでございます。今後も、各学校におきましては、改訂のねらいを生かした教育課程の見直しを図り、授業改善に努めることが大切であると考えております。

次に、理科支援員についてでございますが、理科支援員は、平成20年度より市内の小学校28校に配置し、

5、6年生の理科の観察実験の支援や、器具や薬品等の準備・片づけ、教材の開発等を行うことにいたしました。

平成21年度からは、市内全小学校への配置を行い、今年度は113校に115人を配置し、実施しているところでございます。

理科支援員配置による児童の反応といたしましては、「先生が2人になって、一人ひとりを見てくれるようになった。」「わからないことをすぐに聞くことができる。」「楽しく安全に実験ができる。」「実験の時間が長くなった。」など、細かな配慮や安全面についての効果や、充実した学習活動が保障されるなどの効果が表れております。

また、実験が充実したことにより、児童の理科に対する興味・関心が高まり、学習意欲の向上につながっていると考えております。

今後も理科学習の楽しさや有用性を、本市の子どもたちが感じられるよう、理科教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、「川崎市学校運営研究会議」についてでございますが、第1回の研究会議を5月末に開催し、「土曜授業」ならびに学校週6日制につきまして、各委員から様々な御意見をいただいたところでございます。現在、文部科学省におきましては、「土曜授業」をはじめ、土曜日の教育活動のあり方について、様々な検討がなされておりますので、こうした動向を踏まえ、学校運営研究会議を適宜開催し、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、学期制につきましては、本市の全ての公立学校におきまして2学期制を取り入れているところでございます。2学期制の良さにつきましては、必要な授業時数を確保できる、特色のある学校づくりが推進できるとともに、教職員が資質向上のための研修の機会を設けたり、子どもとふれあう時間を確保したりすることができる点であると考えております。また、学校運営研究会議におきましても、2学期制は各学校に定着し、2学期制の特徴を生かした教育活動が展開されているとの御意見を各委員からいただいたところでございます。

今後も学校運営研究会議において、小・中・高等学校・特別支援学校の校長代表、教職員代表、保護者代表の方々から御意見を伺いながら、2学期制の成果と課題、3学期制実施の必要性等につきまして、検証・研究を行ってまいりたいと考えております。

#### ◆ プール開放事業について

##### ◎ 質 問

- ・手上げ方式で抽選を行ったと仄聞しています。希望校数と実施校数、また半減の理由を伺います。
- ・地域からは拡大の要望が多く、体力増強や身を守るとの観点からも拡大すべきです。来年度にむけた取組について伺います。

##### ◎ 答 弁

本市では、夏季休業期間中に学校教育に支障のない範囲で学校プールを有効活用しており、運営については従来より安全を確保するために、監視業務を専門業者へ委託しているところでございます。

平成25年度の実施状況につきましては、各学校に設置されております施設開放運営委員会から73校の希望があり、抽選により34校で実施したところでございます。

実施校が半減した理由でございますが、平成24年6月に警察庁から、プールの監視業務は警備業にあたり、民間業者へ委託する場合は警備業法の認定業者に限る旨の通知がございました。このため希望校数分のプール監視に当たる警備員を受託業者が短期間で確保することが困難と想定されたことや、監視業務に当たる警備員の研修等の経費も勘案して、開放校数を減らしたものでございます。

次に、来年度に向けた取組でございますが、今年度の申込者数や利用者数などの実施状況等を検証し、警備員の確保の可能性や他都市の実施状況も踏まえながら、検討してまいりたいと存じます。

#### ◆ 熱中症対策について

##### ◎ 質 問

- ・学校での発生状況と予防に向けた取組、発症した場合の教師への対処方法の徹底について伺います。

##### ◎ 答 弁

はじめに、今夏の各学校における熱中症の発生状況についてでございますが、熱中症の疑いを含めた救急搬送は、小学校1件、中学校4件の合計5件でございますが、いずれも入院には至っておりません。

次に、熱中症の予防に向けた取組と教職員への対処方法の徹底についてでございますが、教育委員会では各市立学校に対し、「熱中症事故等の防止について」の文書を年度当初より4回発信するとともに、暑さ指数が31度を超えることが予想される場合には、メール配信による注意喚起を行い、炎天下や湿度の高い状況での活動において、子どもの健康状態をこまめに把握し、熱中症事故が発生しないよう教職員に周知徹底を図っているところでございます。さらに、中学校部活動指導者連絡協議会におきましては、運動部活動顧問を対象に、専門家を招いての「熱中症予防・対策」の研修を実施しているところでございます。

今後につきましても、教職員への研修の充実および周知徹底を図り、熱中症の事故防止に努めてまいります。

## ■ 代表質問（9月12日）共産党 ■

### ◆ 中学校給食について

#### ◎ 質問

- ・教育委員会にも「中学校給食についての検討会設置を求める」陳情が出され、7月に審議が行われました。教育委員会会議の審査の中では、市民の意見を聞いて検討していくという結論でした。いつまでに検討して結論を出していくのでしょうか。委員長に伺います。

#### ◎ 答弁（委員長）

本市の中学校の昼食につきましては、家庭からのお弁当を基本としておりますが、中学校完全給食の実施について、これまでに市議会での決議や本年6月に行われました総務委員会でのご意見・ご要望等をいただいております。

また、本年7月の教育委員会定例会におきまして、教育委員会あてに提出された「中学校給食についての検討委員会設置を求める陳情」の審議では、委員から「中学校の昼食のあり方については、今後しっかり議論していく必要がある」との意見もございました。

今後、中学校の昼食のあり方につきましては、様々な角度から議論していくことが必要であると考えております。

## ■ 代表質問（9月12日）みんなの党 ■

### ◆ 学校給食について

#### ◎ 質問

- ・平成19年度からの未収金の額と未収率についてお聞かせください。
- ・保護者の支払うべき金額よりも、未納分の額を引いた金額の範囲で食材の調達を行っていますが、これは学校給食法等の法令に抵触しないのか伺います。
- ・学校給食会の財産目録には、平成19年度以降の過去5年間分の未収金をそのまま積んでおりますが、この債権の時効管理を行っているのかどうか伺います。
- ・この未収金について民法上の時効管理を行い、時効到来債権については損失処理を行うという考え方はしないのか伺います。
- ・学校給食は公的事業であるにも関わらず、市の監督権が及ばない財団法人に運営を任せているという点に疑問を感じますところ、債権については公会計化し、他の市債権と同様に処理を行うのが望ましいと考えますが、見解を伺います。
- ・債権回収業務が学校の業務であるべきか否か、という観点で考えますと、他の市債権と同様に管理するのが望ましいと考えます。債権回収を学校現場に委ねている現状について見解を伺います。

## ◎ 答 弁

はじめに、学校給食費の未納の状況でございますが、未納者が確認された平成19年度から平成24年度までの間、本年7月末現在において、給食費徴収総額約174億円に対し徴収率99.92%でございます。未納額は約1,400万円、未納率0.08%となっております。

次に、学校給食費につきましては、学校給食法第11条により市が負担する経費以外は保護者の負担とされ、具体的には食材料費を保護者負担とされておりますので、これらの規定に従い、徴収した給食費は、公益財団法人川崎市学校給食会が購入する給食物資用代金に充てられております。

次に、過年度未収給食費の管理についてでございますが、未納世帯の児童が在学している場合もありますことから、現在は、学校、川崎市学校給食会と連携し継続して督促を行っている状況でございます。しかしながら、過年度未収給食費が累積している状況が続いていることから、今後の課題であると認識しております。

次に、給食費の会計処理についてでございますが、学校給食法では、学校給食費の徴収管理についての規定はございませんが、文部科学省の行政実例によりますと、「地方公共団体の収入として、歳入歳出予算として徴収管理してもよい。」と示される一方、「学校給食費を地方公共団体の収入として取り扱う必要はない。」また、「地方公共団体の収入とせず校長限りの責任で管理してよい。」とも示されておりますことから、本市ではこれらの行政実例に基づき、私会計により徴収管理を行っているところでございます。

今後の学校給食費のあり方につきましては、引き続き国の動向や他都市の状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、給食費未納者への対応にあたりましては、今後とも川崎市学校給食会、学校、教育委員会が連携し、計画的に回収するよう努めてまいりたいと存じます。

## ◆ 全国学力・学習状況調査結果について

### ◎ 質 問

- ・公教育の役割として学力の底上げは重要であると考えます。ボトムアップを図るためには、平均正答率の分析だけではなく、正否の分散や標準偏差等の分析も不可欠になってきますが、対応を伺います。

### ◎ 答 弁

全国学力・学習状況調査は児童生徒の学力や学習の状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること等を目的として実施されております。教育委員会といたしましては、その目的に基づき、平均正答率、標準偏差、各問の正答率や無答率、解答類型等を基に分析し、施策の検証・改善に努めているところでございます。

今後、分析結果を基にした授業改善ヒント集を作成し各学校に配付するとともに、3月には国立教育政策研究所の学力調査官を招き、全国学力・学習状況調査に係る授業改善についての説明会を開く予定でございます。各学校においても、児童生徒の学習状況を把握した上で、調査結果等を有効に活用した授業改善をすすめることができるよう、教育委員会といたしましても支援をしてまいりたいと存じます。

◆ 学校のプール開放について

◎ 質問 ①

- ・夏休み期間中の学校プールの開放が、昨年度73校の実施が、今年度は34校の実施となっています。初めに、学校プール開放の目的と効果について伺います。

◎ 答 弁

学校施設開放につきましては、学校教育に支障のない範囲で地域の方々に学校施設を有効活用していただくことを目的として実施しているところでございます。

夏休み期間中の学校プール開放につきましても、当該校の児童を対象に監視体制を整備して開放をおこなうことにより、盛夏の時期に、子どもたちが水に親しむ機会を提供しているところでございます。

◎ 質問 ②

- ・夏休み期間中に、プールを活用しようとする、といった方法または、可能性があるのか伺います。

◎ 答 弁

夏季休業期間中の学校プールの活用方法といたしましては、教育委員会の主催により監視業務等を委託して、当該校の児童を対象に行う方法と、教育委員会がPTAや子ども会、町内会などの地域団体に学校プールの使用を許可し、団体が主催者となって行う方法がでございます。

また、学校が補習等の指導の一環で活用したこともございましたが、現在は行われていないところでございます。

◎ 質問 ③

- ・学校が指導の一環で活用するプールとしては行っていないとのこととあります。PTA・子ども会・町内会が主体となって行うプール開放の直近5年間の実績について伺います。

◎ 答 弁

直近5年間の実績につきましては、平成21年度は5件、22年度は2件、23年度、24年度は0件、25年度は2件でございます。

◎ 質問 ④

- ・教職員OBや有資格者などによるプールの監視や夏休み期間中のプール開放の運営をPTAや自治会などに行ってもらうなど、監視や運営について様々な手法について検討されたことと思えます。検討の内容と監視業務を委託化することとした理由について伺います。

◎ 答 弁

平成24年6月に警察庁から、市がプール監視業務を委託する場合には警備業法の認定を受けた警備業者に限る旨の通知がございましたので、その主旨を踏まえ実施が可能な運営方法について検討してまいりました。

その結果、子どもたちの安全性の確保を図るため、監視に当たる専門性を有した人材の安定的

な確保を最優先事項と判断し、警備業法の認定を受けている警備業者へ監視業務を委託したものでございます。

#### ◎ 質問 ⑤

- ・昨年度と今年度の実績について、実施希望校数、プール開放した延べ日数、利用した児童の延べ人数について教えてください。
- ・昨年度及び今年度の監視業務委託料の契約額と、昨年度と比べて1校あたりいくら監視業務委託料が増えているのか、伺います。

#### ◎ 答 弁

平成24年度の実施実績につきましては、実施希望校数は73校で、全てで実施しており、プール開放した延べ日数は278日、延べ利用者数は1万9,833人でした。また、平成25年度につきましては、実施希望校数が73校で、実施校数は34校、プール開放した延べ日数は144日、延べ利用者数は7,496人です。

次に、平成24年度のプールの監視業務委託契約額は1,755万4,635円、平成25年度は1,655万8,920円で、1校当たりの監視業務委託料の契約額は、平成24年度と比較いたしまして、22万5,018円の増額です。

#### ◎ 質問 ⑥

- ・利用は在学生のみが対象とのことですが、学区内に在住の私立に通う児童や越境生の利用は可能なのでしょうか。
- ・予算の関係もあり実施校を減らさざるを得ないということであれば、中学校区で開放することで、より多くの児童が利用できるような検討も必要ではないかと考えますが、中学校区での開放を含め見解を伺います。

#### ◎ 答 弁

在校生以外の児童が学校プールを利用するために「神奈川県海水浴場等に関する条例」及び「神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則」に基づきまして、設置許可を申請し、県知事の許可を受ける必要がございます。

循環ろ過機や更衣室の整備など、その設置基準等を満たし、許可を受けた場合には在校生以外の児童も利用することが可能と考えられます。

プール開放の範囲を中学校区に拡大するにあたりましては、設置許可を受けること、参加申込の受付方法、児童の体調等の管理、実施校までの往復の安全確保など運営上の課題がございますので、今後の検討の中で精査してまいりたいと考えております。

#### ◎ 質問 ⑦

- ・今年のプール利用率が35.4%となっておりますが、一人の児童が複数利用する場合も考えられます。申込率はどのくらいだったのか伺います。

#### ◎ 答 弁

実施した34校に在籍している児童のうち、プール開放に申込んだ児童の割合は24.5%となっております。

■ 決算審査特別委員会 公明党 川島委員（9月20日） ■

◆ 環境学習などでの本市施設の有効活用について

◎ 質 問

- ・公害の街から環境の街へ変革していく中で、「かわさきエコ暮らし未来館」など充実しているハード面を活用し、環境への意識啓発を一層促進していけるとと思いますが、見解と今後の取組を伺います。
- ・学習という面でも、市内施設の有効活用をしていくべきと考えますが見解を伺います。

◎ 答 弁

学校教育における環境学習につきましては、各教科や総合的な学習の時間に位置付けて、それぞれの特質に応じて行われております。その際、「かわさきエコ暮らし未来館」や浄水場及び処理センター等の市内施設の見学や体験を通しての活動は、子どもたちにとって大変有意義であり、その後の学習に効果的に活用できるものと考えております。

教育委員会といたしましては、身近な環境から地球規模の環境まで関心を持ち、持続可能な社会の構築を担う子どもたちを育成するために、今後も各学校において、市内にある様々な公共施設を有効に活用しながら、充実した環境学習が展開できるよう、支援してまいりたいと考えております

■ 決算審査特別委員会 共産党 石川委員（9月20日） ■

◆ 宮前区郊外（自動車排ガス）対策について

◎ 質 問

- ・市内でも宮前区は小児喘息の患者数が多くなっています。ここ3年間の宮前区の喘息のある児童数の推移とその数を在籍児童数で割った罹患率の推移について伺います。

◎ 答 弁

平成22年度、1,201人、平成23年度、1,226人、平成24年度、1,325人でございます。

罹患率にいたしますと、平成22年度から順に、9.63%、10.00%、10.84%となっております。

■ 決算審査特別委員会 自民党 松原委員（9月20日） ■

◆ 川崎市立学校学習状況調査について

◎ 質 問 ①

- ・昨年度実施された川崎市学習状況調査の結果、学習指導上の問題点・改善点はどのように明らかになったのか伺います。
- ・児童・生徒の基礎学力向上にどのように役立てることができたのか伺います。

## ◎ 答 弁

はじめに、学習状況調査から明らかになった問題点でございますが、基礎的・基本的な知識や技能を測る問題に比べて、自分の考えを述べるなど記述式の問題において課題が認められます。この課題を改善するため、学習指導要領に示されているように、日頃の授業において、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習や自分の考えを周囲に伝える活動を取り入れることを、より一層充実させてまいりたいと考えております。

また、基礎的・基本的な知識や技能を測る設問の一部におきましても、十分な定着が図られていないなどの課題があげられます。このことにつきましては、同一問題、類似問題を続けて出題することにより、解答傾向の推移を把握し、指導方法の改善等に生かしているところでございます。なお、同一問題、類似問題を経年比較いたしますと、一定の改善がみられるところでございます。

次に、児童生徒の基礎学力向上についてでございますが、各学校におきましては、自校の状況を把握し、指導の改善に生かすことや、各自の解答を添付した個人票を返却することで、各設問について児童生徒が間違えたところを確認し定着を図り、次の学習に役立てているところでございます。

また、教育委員会におきましては、学習状況調査報告書において分析結果や授業改善プランを提示することや、学習状況調査結果説明会を開催し、明らかになった課題や指導方法の改善について解説するなど、各学校の指導の充実を図っているところでございます。

## ◎ 質 問 ②

- ・私立中学校への進学率は全体の何%になるのか伺います。
- ・進学率が最も高かった小学校の所在する区及び、進学率が高い小学校の状況についても伺います。
- ・進学率が1割未満の小学校は何校あるのか及び、進学率が一番低い学校の所在する区及び率を伺います。
- ・5年前10年前の私立中学校への進学率についても伺います。

## ◎ 答 弁

私立中学校への進学率につきましては、学校規模により母数となる卒業者の人数が異なりますので、人数の少ない学校では進学者数のわずかな多寡によりまして率が大幅に変動する特徴がございます。

平成24年度における川崎市立小学校卒業者のうち、私立中学校進学者の割合は、16.9%となっております。

最も高かった学校の進学率は、幸区内の学校の53.2%となっており、進学率が3割を超えている学校は、11校ございます。

一方、進学率が1割未満の学校の数は、29校となっており、最も低かった学校の進学率は、多摩区内の学校の3.6%となっております。

また、5年前の平成19年度における私立中学校進学者の割合は、19.4%、10年前の平成14年度は、18.2%となっております。

### ◎ 質問 ③

- ・区別の進学率について及び、本市以外への進学率について伺います。

### ◎ 答 弁

区別の私立中学校進学率につきましては、川崎区11.3%、幸区18.3%、中原区20.7%、高津区16.5%、宮前区20.2%、多摩区10.8%、麻生区19.6%となっております。

また、私立中学校への進学者のうち本市以外の私立中学校への進学者の率は、89.6%となっております。

### ◎ 質問 ④

- ・以上の結果、どのような背景があり、どのような要因があるのか見解を伺います。

### ◎ 答 弁

本市は私立中学校が比較的集中している地域に位置しており、通学圏内に児童及び保護者の一人ひとりのニーズにあった多様な中学校があり、そのため私立学校への進学率が周辺都市と同様の傾向を示していると考えているところでございます。

公立中学校は、地域の商店や保育所等にご協力いただいている職業体験や地域人材を活用した体験学習等、地域に根ざしているからこそできる教育活動等を展開しております。また、公立中学校には多様な個性や特徴を持つ生徒が在籍しており、それぞれの個性を認めあうことで共に生き共に育つ心を育てております。

このように地域の温かな支援を受け、さまざまな個性を持つ生徒が共に成長していくことは、川崎のまちに誇りと愛着を持ち、川崎の将来を担う人材の育成につながるものと考えているところでございます。

## ◆ 子宮頸がんワクチン接種による副反応について

### ◎ 質問 ①

- ・文部科学省による子宮頸がんワクチン接種に関連した欠席等の状況調査の結果、全国で171名の女子生徒に健康被害の症状があるとの結果が出ましたが、171名の中には本市の女子生徒は含まれているのか伺います。

### ◎ 答 弁

本市におきましても調査の主旨を踏まえ、子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連した欠席等の状況調査を実施し、該当する生徒がいたことを文部科学省へ報告しております。

この調査の目的は、全国の都道府縣市町村の子宮頸がん予防ワクチンの接種が原因と思われる様々な健康被害や学校を長期休業せざるを得ない事例と学校における生徒に対する適切な個別指導や対応の状況を把握するものでございます。

このことから、この調査結果につきましては、平成25年9月3日付け文部科学省からの事務連絡「子宮頸がん予防ワクチンの接種に関連したと思われる症状により教育活動の制限が生じた生徒への適切な対応について」におきまして、全国の集計結果の他、症状例及び学校における個別の配慮例が示されております。

教育委員会といたしましては、この調査結果を参考に、子どもたちの健康状態の把握や適切な個別指導や対応が進められるよう、各学校へ通知をしたところでございます。

各学校において子宮頸がん予防ワクチン接種後に関連したと思われる症状により教育活動の制限が生じた生徒がいる場合には、この調査結果で示されている症状例や学校における配慮例を参考に、学校生活への配慮を引き続き行うとともに、子どもの健康状態を適切に把握し、医療機関の受診及び保健所等への相談についても勧めるよう、再度、周知を図ったところでございます。

#### ◎ 質問 ②

- ・健康追跡調査はこれで終了なのか伺います。

#### ◎ 答 弁

教育委員会といたしましては、今回の文部科学省の調査結果を踏まえ、今後も引き続き、学校における日頃の健康観察や健康相談等から子どもの健康状態を適切に把握するとともに、学校医等との連携を図りながら、必要に応じて保護者へ医療機関の受診や保健所等への相談を勧めていくよう周知してまいります。

また、関係部局とも連携し、厚生労働省の見解や最新の医学的知見等を踏まえながら、子宮頸がん予防ワクチン接種後に学校生活において配慮が必要な生徒の状況の把握と適切な情報提供に努めてまいります。

### ■ 決算審査特別委員会 公明党 沼沢委員（9月20日） ■

#### ◆ 避難所（体育館）整備について

#### ◎ 質問 ①

- ・非常用電源である発電機の体育館への設置状況と設置場所について伺います。
- ・発電機を用いた照明について整備状況と今後の取組を伺います。

#### ◎ 答 弁

教育委員会では、今年度、災害により電力の供給が停止した場合でも、体育館の照明やコンセントが使用できるよう、灯油式発電機の設置に着手しております。

設置する発電機は、照明等の使用状況にもよりますが、無給油でも連続25時間以上の稼働が可能となっており、また、燃料に「灯油」を使用するため、学校でも入手が容易で、扱いやすく、比較的安全に保管ができる等のメリットがございます。

今年度は、各区1校で、計7校の設置を行っております。

#### ◎ 質問 ②

- ・照明の確保について、教育委員会と総務局の両方で整備されておりますが、棲み分けはできているのか、整合性について伺います。
- ・今年度7校の体育館用非常用電源についてですが、早期完了を目指すべきですが、今後の取組を伺います。

#### ◎ 答 弁

防災対策につきましては、全市を挙げて対応し、各局とも十分に連携を図っているところでございます。

教育委員会が設置する灯油式発電機は、体育館の照明の電源となるのに対し、総務局で設置する投光器は、移動が容易で、屋外での使用が可能な照明となっており、災害時には、それぞれの用途に応じ、有効に活用できるものと考えております。

なお、灯油式発電機の設置予定でございますが、今後は、全校整備に向け、計画的に整備が図れるよう、関係局と協議してまいりたいと考えております。

#### ◆ 学校へのAED設置状況について

##### ◎ 質問 ①

- ・先に頂いた資料では、概ね1学校1台の設置が完了しており、体育館に設置している学校は33校で、その他職員室や職員玄関等が161箇所あります。設置場所に対する見解を伺います。
- ・2台以上設置されている学校が19校ありますが、設置台数の違いについて伺います。

##### ◎ 答 弁

はじめに、AEDの設置場所についてでございますが、校舎や教室等の配置が学校により異なることから、職員玄関、職員室、保健室、体育館など各学校の実情に応じて設置しております。

次に、設置台数についてでございますが、教育委員会がリース又は購入したもの、一部寄贈をいただいたものにより全ての市立学校に1台設置をしております。2台以上設置されている学校につきましては、PTAの協力により購入又はレンタル、卒業生の保護者や地域の方から御寄贈いただくなどして設置したものでございます。

##### ◎ 質問 ②

- ・校長室や保健室に設置されている学校があります。校長や養護教諭不在時には鍵がかけられると思いますが、より持ち出しやすい場所に移設すべきと思いますが、見解を伺います。
- ・2台設置校について、明確にアリーナと事務室横と分けて配置している所と同じフロアの保健室と職員玄関等に設置されている学校があります。こちらについても校舎内と体育館への設置に変更すべきと考えますが、見解を伺います。

##### ◎ 答 弁

はじめに、校長室に設置しております3校につきましては、全て職員室と校長室が繋がっており、廊下側の扉が施錠されていても、学校教育活動における緊急時にはAEDを取り出すことが可能な状態でございます。

次に、保健室に設置しております2校につきましては、いずれも2台配置の学校であり、緊急時には速やかに養護教諭が対応できるよう、その内の1台を保健室に設置したものでございます。また、保健室が施錠されていても、緊急時にはもう1台のAEDにおいて対応することが可能な状態でございます。

また、同じフロアに2台設置している学校についてでございますが、現在、1台を体育館へ移動させることを検討している学校があるほか、水泳授業の際にプールへ移動するために職員室に置いているなどの学校がございます。

いずれにいたしましても、設置場所は学校が実情に応じて利用しやすい場所に決めておりますので、今後、学校施設開放などの状況も視野に入れて学校関係者と検討してまいりたいと考えております。

### ◎ 質問 ③

- ・校庭や施設開放の市民への一般開放時に使用できる状況について、どのように案内をされているのか伺います。
- ・校舎内では、シャッターが閉まっていて使用できない状況も想定されますが、対応について伺います。

### ◎ 答 弁

学校に設置しているAEDにつきましては、学校施設開放の利用者にも使用していただけるように、開放運営委員会を通じて設置場所や利用方法等についてご案内しているところでございます。

次に校舎が閉まっている場合の対応でございますが、命に関わる場面での対応でございますので、窓ガラスなどを壊して緊急避難的に利用していただく場合もあり得ると考えております。

### ◎ 質問 ④

- ・各学校の設置状況を検証してより効果的な配備を行うべきです。取組を伺います。
- ・体育館使用の有料化が来年から始まりますが、利用者に対する安全確保の意味からも校舎内と体育館の2台設置を進めるべきですが、見解と取組を伺います。

### ◎ 答 弁

現在学校に配備されているAEDにつきましては、学校教育における児童生徒の安全確保を優先して、各学校で設置場所等を決定しているところでございますが、今後は学校施設開放における使用についても配慮し、設置場所等について学校関係者と共に検討してまいりたいと考えております。

次に、AEDの2台設置でございますが、学校施設開放利用者の安全確保につきましても、重要な課題と認識しておりますので、現在設置されているAEDの有効な活用も含め、学校施設におけるAED設置のあり方について検討してまいりたいと考えております。

## ■ 決算審査特別委員会 みんなの党 小田委員（9月24日） ■

### ◆ 図書館コーディネーターについて

#### ◎ 質問 ①

- ・「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画の平成24年度実施結果の「豊かな心とすこやかな身体を育む教育」に関する参考指標、「子どもが1ヶ月に読む本の冊数」の計画値について、その根拠を伺います。併せて、中学生の冊数の計画値が毎年変わっていない点についてご説明ください。

#### ◎ 答 弁

「子どもが1ヶ月に読む本の冊数」の計画値につきましては、毎年川崎市立小学校5年生と中学校2年生を対象として行われる川崎市学習状況調査の「生活や学習についてのアンケート」結果を根拠に、向こう3年間の計画を数値であらわしたものでございます。

小学校5年生におきましては、平成21年度と22年度の実績値が4.7冊から5.1冊に増加したた

め、その後の計画値を毎年0.2冊ずつ増やすよう計画したところでございます。

また、中学校2年生におきましては、平成21年度と22年度の実績値が2.7冊から2.3冊に減少したため、当面の計画値を毎年2.5冊に保てるよう計画したところでございます。中学生の計画値が毎年変わっていない点につきましては、その後の実績値が増加していることから、来年度以降の見直しを検討してまいりたいと考えているところでございます。

## ◎ 質問 ②

- 平均読書数について、川崎市の平成24年度の実績値は「第58回学校読書調査」の2012年5月の全国平均の約半分です。それぞれ調査方法等が異なるため単純比較はできませんが、本市の子どもは全国に比べて本を読む冊数が少ないと想定されますが、見解を伺います。また、この状況を受けて、今後の対応についても伺います。
- この状況は「読書のまち・かわさき」を掲げる本市の施策の執行状況としては不十分であると言わざるを得ないのですが、計画値の再設定も含めて、まずは読書数を増やすことを目指す必要があると考えますが、見解を伺います。

## ◎ 答 弁

はじめに、この数値につきましては、調査対象の学年が異なるため、一概に比較することは難しいと考えておりますが、過去3年間の実績値が着実に増加していることから、今後とも、さらに川崎市の児童生徒の読書冊数が増えるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、読書活動の充実についてでございますが、「読書のまち・かわさき」事業の取組におきまして、過去12年間で学校における朝読書や全校一斉読書の推進、図書ボランティアによる読み聞かせ等、児童生徒の豊かな読書活動の充実に向けて成果をあげているところでございます。

今後とも児童生徒の読書冊数を増やすことを目指すことはもとより、乳幼児期から児童期、青年期の子どもの成長とともに本に親しみ、豊かな心を育むことができますよう、家庭、学校、地域と連携して子どもの読書活動の充実に向けてまいりたいと存じます。

## ◎ 質問 ③

- 過去の学校図書館コーディネーターの決算を見ますと、平成20年度が約1,320万円、平成21年度から約1,980万円で推移しています。児童生徒数及び学級数の増加傾向が続く中で、図書館コーディネーターの数を変えないことは、量的な面において課題があると考えますが、考えを伺います。

## ◎ 答 弁

学校図書館コーディネーターは、平成21年度に各区2名から3名に増員し、学校図書館の環境整備や図書館総合システム・図書ボランティアへの支援等、その効果が現れているところでございます。

学校図書館コーディネーターの配置につきましては、地域ごとに学級数の増減がございますので、児童・生徒数に関わらず、各区に配置しているところでございます。限られた人数ではございますが、学校の蔵書点検や図書ボランティアの研修等、3名の学校図書館コーディネーターで協力することにより、様々な学校の状況に対応しているところでございます。

#### ◎ 質問 ④

- ・図書館コーディネーターを各校に配置することや専任の司書教諭を配置できることが最も望ましいと考えます。モデル校を選定し、専任のコーディネーターまたは司書教諭を配置することで、生徒に対する読書への影響を調査することはできないか伺います。

#### ◎ 答 弁

本市の学校図書館には、学校図書館全体計画を立案する司書教諭や図書担当教諭がおり、学校図書館コーディネーターや図書ボランティアと相互に連携することにより、読書活動の推進を図っているところでございます。

かわさき読書週間では、「かわさき読書の日のつどい」の際に、市内小・中・高校の児童生徒を対象に標語やポスター、本の紹介文を募集しているところでございます。その作品数は、平成24年度2,500点、平成25年度2,800点を超え、児童生徒の読書に対する関心の高まりを感じております。これは、学校図書館コーディネーターの配置を含めた各学校での様々な読書活動の取組の成果であると考えているところでございます。

今後は、学校図書館コーディネーターの在り方をふまえ、教員の授業における効果的な学校図書館の利活用や図書ボランティアの活動を含めて、児童・生徒に対する読書への影響等を研究・検証し、次期教育プラン策定の中で総合的に検討してまいりたいと考えております。

### ■ 決算審査特別委員会 公明党 かわの委員（9月24日） ■

#### ◆ 義務教育施設の窓ガラス飛散防止対策について

#### ◎ 質問 ①

- ・昨今の竜巻など暴風の被害状況を見ますと、窓ガラスの飛散防止については、地震に加えて風害における対策の観点でも重要です。窓ガラスの飛散防止対策についてはどのように計画されたのか、また、平成24年度の執行状況とその後の進捗も具体的に伺います。

#### ◎ 答 弁

教育委員会では、現在、学校施設の窓ガラス飛散防止対策事業といたしまして、平成24年度から26年度までの3年間で、市立学校35校を対象に、校舎窓ガラスに飛散防止フィルムを貼付し、安全対策を講じております。

同事業は、市立学校全172校中、計画を策定した時点において、既に強化ガラスへの対応を終えた学校が54校あり、このほか、窓アルミサッシ化等の対象校16校と既存学校再生整備事業での対応を予定した67校を合わせた83校を除く35校につきまして、耐震化の観点から、窓ガラスの飛散防止フィルムの貼付を進めているもので、昨年度の12校に続き、今年度は12校が完了しており、来年度は残る11校を実施する予定でございます。

なお、窓アルミサッシ化等は、今年度の2校をもって完了いたしますが、既存学校再生整備事業での対応を予定した67校につきましては、「学校施設の長期保全計画」を策定する中で、具体的な対応を検討してまいりたいと考えております。

## ◎ 質問 ②

- ・残りの67校は、長期保全計画を策定する中での対応との事ですが、緊急対応、暫定措置としての飛散防止フィルムでの対策など、早期の対策も必要と考えますが今後の取組を伺います。
- ・竜巻を想定しての避難訓練も必要と思いますが、対応を伺います。

## ◎ 答 弁

今日、学校施設は、児童生徒が日常の大半を過ごす「生活の場」としての機能ばかりでなく、災害時の避難施設としても、重要な役割を担っております。

東日本大震災の発生後は、特に建物の構造体に加え、非構造部材につきましても、耐震化の観点から対策を進めてまいりましたが、今月に入って、埼玉県越谷市で発生した竜巻に続き、先日の台風18号と、立て続けに甚大な被害を目の当たりにして、風水害への対応の必要性を改めて痛感しております。

現在、国では校舎等の非構造部材の耐震対策に関する調査研究を進めており、今後、窓ガラスの飛散防止を含め、対策事例の見直し等が行われる予定となっておりますので、こうした専門的・技術的な指針を踏まえつつ、学校防災機能の強化と教育環境の向上に向け、改めて、有効な対策が早期に講じられるよう、検討してまいりたいと考えております。

次に、竜巻を想定した避難訓練についてでございますが、教育委員会といたしましては、大型の竜巻が発生した翌日の9月3日付けで、各学校に「屋外活動中の自然災害事故の防止対策について」を発出し、発達した積乱雲が近づく兆しがある場合の児童生徒の避難行動や竜巻から身を守るための行動について、周知しているところでございます。さらに、教育委員会が毎年発行している「防災学習テキスト」や「防災リーフレット」にも、竜巻等の自然災害発生時の対応を記載しており、児童生徒が、災害発生時に「自分の身を守り、さらに、適切かつ迅速に対処できる力」を身につけるよう、努めているところでございます。しかしながら、ここ数年の自然災害は、地震をはじめ、竜巻、雷、風水害や土砂災害等、多岐に渡り、その被害も甚大でございますので、さまざまな場面を想定した対策について、調査研究をし、来年度のテキストやリーフレットに活かしてまいりたいと考えているところでございます。

なお、竜巻発生を想定した避難訓練につきましては、専門家の御意見を取り入れながら、今年度末を目途に、実施方法等を検討してまいりたいと考えているところでございます。

## ■ 決算審査特別委員会 共産党 大庭委員（9月24日） ■

### ◆ 適応指導教室運営事業について

## ◎ 質問 ①

- ・川崎市の不登校の児童生徒数は、過去10年間をとおして1,000人を常に超えています。直近不登校数、ゆうゆう広場6施設の登録者数、登録割合を小・中学生それぞれ伺います。
- ・2012年度高津区にゆうゆう広場が新設され、今年度の登録者数は「たかつ」が33名と一番多くなり、宮前区が未整備地区となっておりますが、今後の整備計画は検討されるのか伺います。

## ◎ 答 弁

はじめに、直近の数値である平成23年度の不登校児童生徒数といたしましては、小学生238

名、中学生1,036名でございました。

平成24年度のゆうゆう広場の登録者数につきましては、「みゆき」が23名、「さいわい」46名、「なかはら」27名、「たかつ」23名、「たま」33名、「あさお」40名でございました。

また、不登校児童生徒数のゆうゆう広場への登録割合といたしましては、小学生 4.62%、中学生 14.38%でございました。

次に、ゆうゆう広場の整備についてでございますが、児童生徒の中には、生活圏から離れた施設を希望する場合もございます。不登校児童生徒が利用できる環境と通級のしやすさなど、児童生徒の立場や交通の利便性を考慮し、行政区ごとではなく設置してきたところでございます。昨年5月に、宮前区在住の児童生徒も田園都市線を通える、ゆうゆう広場「たかつ」を開設したところでございます。この6番目の「たかつ」の開設により、適応指導教室の整備計画につきましては、一定のめどがついたものと考えております。

### ◎ 質問 ②

- ・ゆうゆう広場に登録した児童生徒が学校に復帰、または卒業して進路が無事確定できたのか、2012年度の現状及び、学校などに復帰することができた児童生徒の主な要因と支援のあり方について、どのような見解を持っているのか伺います。
- ・復帰をしないまま中学校を卒業した生徒についての支援について伺います。

### ◎ 答 弁

はじめに、学校復帰などの現状でございますが、平成24年度、192名の登録者のうち、76名が学校に復帰できております。

学校復帰の要因といたしましては、広場での活動を通じた人間関係づくりの力や、登校への意欲の高まり、広場と学校との連携を通して、学校全体での受け入れ態勢の整備や別室登校等、柔軟な対応が図られたこと等が有効であったと考えております。

次に、復帰できないまま中学校を卒業した生徒の支援についてでございますが、中学校3年生63名のうち62名は進路を決定し、学校または社会への復帰を果たすことができております。復帰できず、進路が未決定のまま中学校を卒業した1名に対しましては、在籍した学校の教職員がいつでも相談できる体制を整えているところでございます。

### ◎ 質問 ③

- ・登録者数から計算すると、学校にもゆうゆう広場にも通わずにいるほうが圧倒的に多くなっています。学校へ来ることができなくても、ゆうゆう広場だけでも通うことができれば、その児童や生徒一人ひとりに寄り添った支援や対応が可能です。ゆうゆう広場に通うことができない児童生徒への支援について伺います。

### ◎ 答 弁

家に閉じこもりがちな児童生徒に対する支援についてでございますが、総合教育センターでは、保護者からの要請に応じて、児童生徒の家庭に、不登校家庭訪問相談員を定期的に派遣し、児童生徒や保護者からの相談、学習支援等を行っているところでございます。

また、小中学校におきましては、不登校児童生徒に学級担任をはじめ、教職員がチームで対応するとともに、保護者との信頼関係を築き、児童生徒一人ひとりの気持ちに寄り添った支援を行

っているところでございます。

教育委員会といたしましては、現在、全中学校にスクールカウンセラーを配置し、小学校には児童支援コーディネーターの専任化を進めるとともに、各区教育担当にスクールソーシャルワーカーを配置するなど、不登校児童生徒への支援を図っているところでございます。

今後も、不登校児童生徒の状態やニーズに応じた総合的な支援を進めてまいりたいと存じます。

## ◆ 若者の就業支援について

### ◎ 質問 ①

- ・労働センターを迎えて労働法を学ぶ「出前講座」についてですが、橘高校定時性と商業高校全日制において実施しているとのこと。「出前講座」を実施するきっかけ、動機について伺います。

### ◎ 答 弁

市立高校におきましては、各校の特色や生徒の実態に応じて、卒業までを見通した進路指導計画を立案し、関係機関からの出前講座など、外部講師も活用した、進路指導を行っているところでございます。

「労働センター」からの出前講座につきましては、各校に送付された、出前講座の案内文書をきっかけとして活用が始まっております。

活用している学校の動機といたしましては、商業高校全日制では、就職希望者が多く、労働問題の実態を理解してから社会へ出ることが重要であると捉え、卒業を控えた3年生の2月に実施しております。

また、橘高校定時制では、多くの生徒が在学中からアルバイトをしており、学業に支障が生じるような就労形態とならないよう、労働者の権利と義務を理解するとともに、労働の意義を考え、その後の就職活動に主体的に取り組む機会となるよう、実施しているところでございます。

### ◎ 質問 ②

- ・最近では弁護士が高校に出向いて「出前講座」を実施するということが報道されていきました。若者サポートステーションでも労働法の講座などを実施しているので、高校との連携の中で取り入れることは可能でないでしょうか。すべての市立高校全日制・定時制でも実施していくべきかと思いますが伺います。

### ◎ 答 弁

市立高校における出前講座の活用につきましては、「かながわ労働センター」をはじめ、「ハローワーク」からは、労働条件や労働契約に関する権利の理解、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの意味と対処方法の理解を目的として講座を実施しております。また弁護士の方を招いて、労働者の権利と義務、就労の意義を理解することを目的として実施した例もございます。

本年11月には、高津高校全日制において、銀行職員による就労条件を見極めるための知識や、労働問題への対処方法についての講演会も行う予定でございます。

今後につきましても、各校が関係機関との連携を図り、生徒の進路希望や実態に応じた進路指導を充実できるよう、より一層支援に努めてまいりたいと存じます。

◆ 小学校等給食運営事業について

◎ 質問 ①

・学校給食用の物資の調達方法また、平成24年度の購入実績について伺います。

◎ 答 弁

本市の学校給食は、小学校113校、特別支援学校3校の計116校で、統一献立で実施しており、その給食用物資の調達につきましては、公益財団法人川崎市学校給食会が「学校給食用物資規格基準書」に基づき、「川崎市学校給食用物資納入指定業者」より一括して共同購入をしております。

平成24年度の給食用物資の共同購入等の実績でございますが、給食実施回数183回、給食人員は1日平均7万5,521人、物資取扱額は28億3,613万591円でございます。

◎ 質問 ②

・学校給食で取扱う精肉の年間取扱量、取扱業者について、市内業者とそれ以外の業者に分けてどのぐらいの比率で入っているのか伺います。

◎ 答 弁

本市の学校給食で使用しております精肉は、豚肉及び鶏肉のみでございます。

平成24年度の精肉につきましては、川崎市学校給食用物資納入指定業者の中で、市内32業者、市外1業者での取扱実績があり、年間取扱量は、豚肉が約4トン、鶏肉が約36トンでございます。

また、豚肉と鶏肉を合わせた取扱金額でございますが、総額約3億9,000万円のうち、市内業者が約1億8,000万円、市外業者が約2億1,000万円でございます。

なお、取扱業者の比率につきましては、豚肉が市内業者98%、市外業者2%となり、鶏肉が市内業者61%、市外業者39%となっております。

◎ 質問 ③

・総額が3億9千万円で市外業者1社が2億1千万円、残り32社で1億8千万円という状況にあり、バランスがあまり取れていないのではないかとの声もあります。地域経済の活性化という観点からも大変に重要なことなので、販路を広げてあげたいという思いもあります。検討状況と併せて本市の見解を伺います。

◎ 答 弁

学校給食納入業者につきましては、学校給食会が定めた「学校給食用物資納入業者指定登録基準」に基づき選定されております。

この基準では納入業者について、川崎市・横浜市・東京都に営業所を有する一般業者と、店舗を川崎市内に有し、各協力会に加入する協力会組織の業種と定められております。

学校給食納入業者の登録につきましては、学校給食会が2年に1度申請の受付をしておりますので、登録を希望される業者には、その機会に申請をお願いしているところでございます。

なお、平成24・25年度の登録状況でございますが、申請のあった123業者につきましては、すべて納入業者として登録されております。

教育委員会といたしましても、引き続き安全・安心で質の高い食材を提供してまいりたいと存じます。

#### ◎ 質問 ④

・栄養管理と同様に衛生管理についても万全を期さなければなりません。調理用器具等の衛生管理について伺います。

#### ◎ 答 弁

学校給食調理場における衛生管理につきましては、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」を遵守し、各学校において学校栄養職員等を衛生管理責任者として定め、衛生の日常管理にあたり、これまでも良好な衛生環境を確保しております。

給食用調理器具につきましても、日常的な衛生管理を行うとともに、毎年、学校薬剤師の協力も得て、一般細菌並びに大腸菌群の検査を行うなど事故の未然防止に努めております。

引き続き、学校給食調理場における衛生管理を徹底し、清潔な環境のもとで、安全・安心な学校給食を提供してまいります。

#### ◎ 質問 ⑤

・特に衛生管理に細心の注意が必要になるものは、二次感染を起こしやすい調理用まな板だといわれております。この調理用まな板の保有数、仕入先、購入費用、また買い替えのローテーション等について伺います。

#### ◎ 答 弁

調理用まな板の保有数につきましては、完全給食実施校のうち直営調理校では1校あたり平均で7.5枚を保有しております。なお、委託調理校では、学校で保有しているもの以外に、調理業務を請負う民間事業者により必要数を確保いただいております。

学校給食で使用する調理用まな板は、本市の「請負・物件の供給等有資格業者」に登録されている業者の中から、1枚あたり1万3,000円程度で各学校において調達を行い、主に野菜等を使用するまな板はおおむね2・3年、果実等を使用するまな板はおおむね3・4年で買い替えを行っているところでございます。

なお、本市で使用する調理用まな板は、ポリエチレン製でございまして、刃当りが悪くなるなど劣化し調理に支障をきたす場合は、事業系廃棄物として適正に処理をしております。

#### ◎ 質問 ⑥

・調理用まな板についてですが、コスト削減等の観点から「まな板削り」の採用を始めている給食センター、ホテルなどが増加していると仄聞しています。「まな板削り」で有効活用をすることにより、備品等全体的なコストダウンに繋がりますが、この「まな板削り」への見解を伺います。

#### ◎ 答 弁

学校給食の調理におきましては、大量調理や豊富な献立に対応するため、様々な調理器具が取り扱われているところでございまして、衛生管理を徹底しながら調理器具のコスト縮減等を図ることにつきましては、難しい課題であると考えております。

調理用まな板削りをはじめ、他都市の取組等については、今後調査・研究してまいりたいと存じます。

#### ◆ 映像のまち・かわさき推進事業について

##### ◎ 質問 ①

・「映像のまち・かわさき」推進フォーラムの取組の中で、映像に関わる人材育成と映像を通じた教育の充実が重要です。更なる充実と中学校や高校などへの展開、課外活動を通して「映像」を活用した機会を増やしていくべきです。また、今後は予算をかけずに民間の力を活用した普及も必要です。見解と取組を伺います。

##### ◎ 答 弁

市立中学校におきましては、毎年、NHKの学校放送コンテストや川崎市中学校放送コンテスト等に向けて、放送委員会や放送部が映像制作に取り組んでいるところでございます。

また、教育委員会主催の「わが町かわさき映像創作展」では、一般の方をはじめ、小学生から中・高校生まで幅広い層からの応募をいただいているところでございまして、映像制作を通じ、子どもたちは仲間と協力することの大切さを学び、素直な感動や力強いメッセージを発信する機会となっております。

この「わが町かわさき映像創作展」では、本市関係者以外にも、日本アマチュア映像作家連盟の方や、美術大学で映像の講座を担当されている講師の方を審査員としてお招きし、ご指導いただいているところでございます。審査員からは、身近なできごとを子どもなりの視点で生き生きと映像で表現している姿や、子どもたちが協力して映像制作に取り組んでいることが映像を通して伝わってくるとの評価をいただきました。

教育委員会といたしましては、今後も各学校におきまして、映像の効果を生かした取組が推進できるよう、関係局と連携を図りながら支援してまいりたいと考えております。

##### ◎ 質問 ②

・今後、映像を活用した取組を増やしていくために、学校や教職員の情報教育に関する知識が重要になると考えますが、どのような取組を行っているのか伺います。

##### ◎ 答 弁

総合教育センターでは、日々の授業で、映像の効果をふまえた上で、より多くの教員が無理なく映像制作を取り入れた授業に取り組めるよう、研究を進めております。

また、夏季希望研修として、毎年、教職員を対象とした映像制作研修を行っているところでございます。

この研修では、映像制作を通して、映像ならではの表現方法の効果を伝え、実際に動画の撮影・編集を行い、授業場面で活用できる映像を制作することをねらいとしております。受講後のアンケートでは、映像で伝えることの高さや授業で活用することの効果を実感した声が多く聞かれました。

さらに、学校からの要望に応じた研修や、夜間研修、土曜研修においても映像制作の研修を行っているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も、教育活動の中で有効な映像活用を行うことができるよ

う、研修等を通じて支援をしてまいりたいと考えております。

## ■ 決算審査特別委員会 無所属 竹田委員（9月25日） ■

### ◆ 生涯学習支援について

#### ◎ 質問 ①

- ・本市出資法人である「公益財団法人 川崎市生涯学習財団」の「生涯学習推進特定資産」は、規約等には当該出資法人の事業目的を達成するために形成される資産とありますが、平成23年度の予算から7,100万円が計上され、その後、具体的な動きが無く不透明です。この「生涯学習推進特定資産」7,100万円について、何故存在しているのか、具体的な詳細を伺います。

#### ◎ 答 弁

生涯学習推進特定資産につきましては、指定管理業務において生じた収益でございます。これまででは特別会計の中で繰り越してきた資金を、平成24年の公益法人化に合わせて明確化するため、固定資産である特定資産として管理することとしたものでございます。

当該資産につきましては、公益財団法人として長期安定的な運営を図るため、規程を設け、財団の定款に定める生涯学習に関する事業や関連施設の運営といったことに用途を限定しております。大和ネクスト銀行の定期預金として2口座に分けて、1年間の預け入れ期間により管理し、2期目の預け入れ期間に入ったところでございます。

財団の会計につきましては、会計事務所による指導や監査を実施し、公益法人の会計基準の通り、適正に処理されているものと認識しておりますが、議会への報告資料につきましても、より明確な内容となるよう、詳細に記載してまいりたいと存じます。

#### ◎ 質問 ②

- ・何故、預け先が、いわゆるネットバンクである「大和ネクスト銀行」なのでしょうか伺います。

#### ◎ 答 弁

預入先につきましては、様々な銀行等を比較検討する中で、元本が保証され、高い運用益が得られるということで、当該銀行を選んだものと伺っております。

#### ◎ 質問 ③

- ・こうしたお金については、余ったからプールしておくのではなく、本市の学習支援のため、有効に活用していただくことが望まれると思います。本市が出資法人側と協働し、「生涯学習推進特定資産」を活用し、学校施設開放、特別支援の展開などの問題解決のために動いていくことが必要だと思います。この件を調査するにあたり、財団の理事長と話をさせていただきましたが、全くの同意見で改善していきたいとのことでした。教育長のよりご答弁を求めます。

#### ◎ 答 弁

現在、生涯学習財団におきましては、シニア人材による学校支援の活動や、全市的な生涯学習情報の提供、友好自治体との青少年の交流事業、NPOや大学等、様々な団体との連携による事業展開などに力を入れているところでございます。

生涯学習財団が当該資産を有効に活用し、財団の特性を活かして、本市の教育課題や地域課題の解決に資するために、より一層効果的な運営を行っていくよう、今後とも働きかけてまいりたいと存じます。

## ■ 決算審査特別委員会 公明党 吉岡委員（9月25日） ■

### ◆ 校務支援システム開発について

#### ◎ 質問 ①

・平成15年から要求していた校務支援システムの導入が始まりました。システム開発業者選定はどのように行ったか伺います。また、業者選定に至った要因について、伺います。

#### ◎ 答 弁

業者選定につきましては、価格面だけではなく、児童生徒の個人情報を守るためのセキュリティ機能や、システムを利用する教職員にとっての使いやすさなど、総合的に選定する必要があることから、プロポーザル方式による選定を採用したところでございます。

学識経験者、各校種校長会代表、関係局及び教育委員会職員で構成するプロポーザル選定委員会において、予定価格内で提案した業者の中から、「技術評価点」と「価格評価点」の総合計点の最も高い業者を選定したところでございます。

最も高い評価を得た業者の提案では、「研修・サポート体制」、「セキュリティ対策」及び「価格」の3点で優れていることから、選定されたものでございます。

#### ◎ 質問 ②

・今回導入するシステムの概要について伺います。

#### ◎ 答 弁

今回導入する校務支援システムは、全国2,500校以上で利用されているソフトウェアを、本市独自にカスタマイズしたものでございます。

本システムは、「グループウェア機能」と「校務処理機能」の2つの機能を備えております。

グループウェア機能といたしましては、「メール」、「掲示板」等の機能がございまして、これらの機能を効果的に活用することによって、伝達事項を効率よく一斉に伝えることができ、教職員間で様々な情報を容易に共有できることを期待しているところでございます。

校務処理機能といたしましては、学校で使われる公簿等を作成するための、「成績管理」、「時数管理」、「保健管理」等の機能がございまして、

これらの機能を活用することによって、入力作業の負担の軽減により、校務処理にかかる時間を削減でき、教員が児童生徒と触れ合う時間や教材研究をおこなう時間の確保が期待できると考えております。

さらに、成績データを一元管理することにより、情報流出等のリスクを軽減できるものと考えております。

### ◎ 質問 ③

・クラウド方式とシステム設置方式の検討はどのように検討したのか伺います。

### ◎ 答 弁

本システムの導入にあたりましては、災害等に対する安全性、セキュリティ対策、障害発生時における復旧対策などを重視して検討を進めてまいりました。

クラウド方式、システム設置方式、それぞれの利点がございますので、本市が重視する内容を満たすものであれば、業者からの提案を受け入れることといたしました。

本市では、クラウド方式を提案した業者が選定されたところでございます。

### ◎ 質問 ④

・情報の共有化と再利用、セキュリティ対策についても伺います。

### ◎ 答 弁

はじめに、情報の共用化と反映についてでございますが、学習教材や定期的に作成される文書を、教職員間で共有化することで、作成時間の短縮を実現することが可能となります。

さらに、在籍期間中の児童生徒の日々の活動の様子などを電子データとして蓄積し共有することにより、必要な情報を容易に検索することが可能となり、日々の指導に役立てることができると考えております。

また、児童生徒一人ひとりの出欠席状況やテスト結果などを一度システムに入力すると、そのデータが自動的に通信票や指導要録などに反映することによって、転記ミスを防止し、帳票作成の時間短縮が図れるものでございます。

次に、セキュリティ対策についてでございますが、校務支援システムに接続する校務コンピュータは、教育委員会及び市立学校内のネットワークを利用し、インターネット等の外部ネットワークに接続できない仕組みとなっております。

また、校務支援システムを利用する際には、教職員一人ひとりに割り当てられたID、パスワードによる認証を必要としております。さらに、成績等の児童生徒の個人情報を取り扱う際には、管理職に申請を行い、認証キーを使用してシステムを利用する2段階の認証の仕組みをとっております。

次に、校務支援システムで管理する情報は、防災性に優れた堅牢なデータセンターに保存され、このデータセンターでは、監視カメラによる24時間監視体制や生体認証による本人確認システム等の多重の情報漏洩防止対策がとられております。

さらに、各学校とデータセンター間は専用回線で接続されており、通信の暗号化、ファイアウォールによる不正アクセス防止とあわせて、セキュリティの向上に努めているところでございます。

◆ 就学援助制度について

◎ 質問 ①

- ・総務省・就労構造基本調査によると2002年と2012年の比較では、川崎市の所得階級別有業者数のうち、年収が300万円未満の有業者は、87万人から103万4千人と増加しています。この10年間を見て、就学援助を受けている児童・生徒について、2003年度と2012年度の認定率、決算額についてそれぞれ伺います。

◎ 答 弁

平成15年度におきましては、認定率は、小学校が5.9%、中学校が8.1%、決算額は、小学校が2億2,699万3,014円、中学校が1億3,061万7,519円でございます。

平成24年度におきましては、認定率は、小学校が6.8%、中学校が9.8%、決算額は、小学校が2億9,577万2,500円、中学校が1億8,254万4,660円でございます。

◎ 質問 ②

- ・川崎と同じ生活保護基準の1.0倍を就学援助の対象としている横浜市の受給率は、小学校13.7%、中学校16.1%となっております。川崎も横浜もそれほど所得階層に差があるとは思えない中で、この受給率の差をどうみるのか、伺いたいと思います。

◎ 答 弁

就学援助の支給対象者の認定に当たっては、本市におきましては横浜市と同様に、世帯の所得額が世帯構成などから算定される生活保護世帯別生活費に準じた金額を基準としておりますが、各都市における世帯の経済状況は様々なものと考えられますので、認定率につきましても、様々な要因から差が生じているものと考えております。

◎ 質問 ③

- ・周知方法で見た場合、ホームページのほうは既に改善されましたが、紙ベースのほうは、どう改善されるのか、伺います。

◎ 答 弁

周知方法につきましては、これまで、本市のホームページにおいて、援助を希望する保護者が所得の目安を的確に判断できるよう、認定基準となる目安額を分かりやすく掲載するなど改善しているところでございます。

また、紙ベースでの周知につきましては、就学援助制度の内容を記載した「就学援助制度についてのお知らせ」と題した御案内を、学校を通じてすべての児童生徒の保護者に配布しておりますが、ホームページと同様に、より分かりやすい表記の仕方に改善するなど、検討しているところでございます。

◎ 質問 ④

- ・申請書の配付方法について、具体的にどのような検討をされているのか、それが実施されるのは来年度からと理解してよいか、伺います。

**◎ 答 弁**

本市では、全員提出用の希望確認書の例を各学校に示し、全ての学年を対象として、就学援助の希望の有無を保護者に確認することができるよう取り組んでいるところですが、就学援助の対象者全てに援助が行き渡るよう、例えば申請書を全ての保護者に配布するなどの周知方法の改善について現在検討しており、来年度に向けて実施が可能なものから対応してまいりたいと考えております。

**◎ 質 問 ⑤**

- ・学級費など3項目について、就学援助項目に含めるよう要望を重ねてまいりましたが、来年度に向けての取り組みについて伺います。

**◎ 答 弁**

クラブ活動費、生徒会費、PTA会費など、本市の準要保護者への支給項目の追加につきましては、これまでも検討してきたところですが、本市の財政状況や他都市の支給状況を踏まえながら、引き続き庁内で議論を重ねているところでございます。

**◎ 質 問 ⑥**

- ・この8月から生活保護基準額のうち、生活扶助が引き下げられました。就学援助の受給基準も連動して下がることが危惧されます。そもそも生活保護基準そのものを就学援助受給基準にしていることが問題です。そのことも含めて伺います。

**◎ 答 弁**

文部科学省による「要保護および準要保護児童生徒の認定について」の通知において、要保護者とは、生活保護を必要とする状態にある者で、教育扶助による教育費の保護金品を受けていない者とされ、準要保護者とは要保護者に準ずる程度に困窮している者とされており、本市ではこの通知に基づいて、準要保護者の認定に当たり、生活保護基準額を採用しているところでございます。

**■ 決算審査特別委員会 自民党 廣田委員（9月25日） ■**

**◆ 地域教育会議及び子ども会議について**

**◎ 質 問 ①**

- ・平成2年に地域教育会議が地域の子育てや生涯学習のネットワークづくり、地域の教育力向上等を目指して始まり、平成24年度における行政区及び中学校区における取組の実施状況について伺います。

**◎ 答 弁**

地域教育会議は、地域の子育てや生涯学習のネットワークづくり、教育への市民参加のシステムづくり、地域の教育力の向上等を目指す市民の自主的な組織として、7行政区と51中学校区に設置されているところでございます。

毎年、地域の教育を取り巻く様々な課題をテーマに広く市民が意見交換を行う「教育を語るつ

どい」や「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づく、子どもの意見表明の場である「子ども会議」が開催されております。

さらに、平成24年度は、各地域の特色を活かした事業として、地域の音楽家によるコンサートや地域を知るイベント、町内会と連携した防災訓練、子どもたちの掛け算九九の学習を支援する学校支援活動なども実施されております。

また、各地域教育会議では広報紙を発行しており、地域教育会議の活動をはじめ、地域で取り組まれている教育的な活動の情報等を掲載して、学校・家庭・地域が情報を共有し、連携を図ることにより、地域の中で子どもの成長を支え、地域の教育力の向上に努めているところでございます。

## ◎ 質問 ②

- ・教育を語るつどい等の取組や子ども会議の実施状況について伺います。
- ・様々な意見発表が行われたと思われませんが、行政・地域・学校・家庭にいかん反映されているのか伺います。

## ◎ 答弁

はじめに、「教育を語るつどい」につきましては、地域の教育に関する課題をテーマに、市民が共に学び、考える機会として開催されており、東日本大震災以降は地震や水害など、防災や安全・安心に関するテーマが増えているところでございます。

平成24年度は、子どもの成長や家庭のコミュニケーションなどに関するテーマと共に、いじめやインターネットトラブルなどの具体的なテーマも取り上げられ、活発な意見交換が行われております。

次に、子ども会議につきましては、各中学校区では子どもたちが普段から地域や学校などについて感じていることなどを意見交換すると共に、レクリエーションを行い、異学年が交流する機会となっております。

ある中学校区では、6年生を対象に「中学校生活を知る」をテーマに実施し、いわゆる「中1ギャップ」の解消につなげることを目指した取組もございました。

また、各行政区では企画運営を行う子どもたちを公募して、子どもたちの手作りによる子ども会議が開催されており、今年の8月に行われた「多摩市民館デー」では多摩区子ども会議の子どもたちの企画運営により「多摩区子ども区民会議」が開催され、「みんなで、話し合っ、自分たちでできる事を考えよう」をテーマに、多摩区長をはじめ79名が参加して話し合いが行われたところでございます。

次に、「教育を語るつどい」や「子ども会議」での意見につきましては、広報紙などにより、広く地域に情報提供され、行政、地域、学校、家庭が課題を共有することにより、それぞれの取組に活かされているところでございます。

学校・家庭・地域が連携して地域の子どもの成長や地域の教育力の向上を図ることは重要な課題でございますので、今後も地域教育会議の自主的な活動を支援してまいりたいと考えております。

## ◆ 中学校体育における武道について

### ◎ 質問 ①

- ・ 武道は学習指導要領に柔道、剣道、相撲等が記載されておりますが、本市の実施状況について伺います。
- ・ 武道場が併設されていない学校は何校で、ない学校では、どのように武道に取り組んでいるのか、また、安全面の配慮はどのようにしているのか伺います。

### ◎ 答 弁

はじめに、本市の中学校における武道の実施状況についてでございますが、本年度は、中学校51校中、47校で柔道を、4校で剣道を実施しております。

次に、武道場の整備についてでございますが、13校が未設置でございます。現在のところ、運動場の確保などの課題から、新たな整備は難しいところでございますが、設置していない学校におきましては、体育館を利用して武道を行っております。その際の安全面の配慮についてでございますが、体育館に畳を敷いて柔道の授業を行う際には、畳のずれなど、予め想定される事項の確認を含めた生徒への安全指導に加えて、畳のすべり防止シートやストッパー等を使用し、畳の固定を図るとともに、畳の周囲にはマットを敷きつめるなど、学習の場の安全確保に十分配慮しながら、授業を実施しているところでございます。

### ◎ 質問 ②

- ・ 平成24年度からの必修化に伴い、昨年度からの怪我の件数と事故防止対策について伺います。
- ・ 安全確保や生徒の技能向上に向け、外部指導者を導入していると仄聞しますが、状況について伺います。

### ◎ 答 弁

平成24年度の怪我の件数は、骨折4件で、本年度は現在のところ0件でございます。

事故防止の対策についてでございますが、本市では、毎年、保健体育科教員の必修研修として中学校夏季体育実技研修会や、市独自の事故防止マニュアル「安全な柔道の授業の実施に向けて」を活用した研修等を実施し、継続して指導力の向上を図っているところでございます。特に柔道につきましても、例えば1年生では、受け身、寝技を中心に指導し、投げ技については、大外刈りや小内刈りは行わず、ひざ車などは低い姿勢から行うなど、段階的指導や個人差を踏まえた指導を重視し、安全の確保には十分配慮して行っているところでございます。

また、外部指導者の導入についてでございますが、安全面を含め、指導の充実という観点から、文部科学省委託事業である「武道等指導推進事業」により、体育系大学に依頼し、希望のあった中学校に学生を派遣しており、昨年度は9校に派遣したところでございます。

■ 決算審査特別委員会 公明党 山田委員（9月25日） ■

## ◆ 医療的ケア支援事業について

### ◎ 質問 ①

- ・ 本市では昨年6月より、学校内での痰の吸引や経管栄養、インシュリンの注射などの医療的ケ

アを看護師の派遣により実施する医療的ケア事業を開始されました。これまでの経緯と事業概要、今後期待される効果について伺います。

### ◎ 答 弁

はじめに、これまでの経緯についてでございますが、平成23年度に本市が実施した調査では、保護者が学校で毎日医療的ケアを行っている児童は、小学校において12名の在籍がございました。医療的ケアは医師、看護師または保護者のみの実施となることから、学校における医療的ケアは保護者の責任において実施されており、一日も休むことができず時間的、精神的な負担は大きなものとなっております。こうした状況を踏まえ、保護者の負担軽減を目的として、安全に行える実施方法の検討を重ね、平成24年6月から「医療的ケア支援事業」を開始したところでございます。

次に、事業概要についてでございますが、健康福祉局の「重度障害者訪問看護サービス等支援事業」などをモデルとして、概ね週1回90分程度、定期的に看護師が学校を訪問し、保護者の代わりに医療的ケアを実施するものでございます。看護師の訪問につきましても医療的ケアの実績のある訪問看護ステーションに委託することで、安全、安心に事業が行えるよう努めてまいりました。

本年度は小学校9校において10名の児童を対象に実施しているところでございます。

次に、今後期待される効果についてでございますが、保護者からは「気持ちに余裕が生まれた」「保護者の体調が悪くて、付き添えないために、これまでなら子どもを休ませた場合でも登校させることができた」等の感想をいただいております。保護者の負担の一定の軽減を引き続き図ってまいりたいと考えているところでございます。また、この事業においては、看護師により対象児童の実態を見ながら医療的ケアを自分でできるよう支援も併せて行ってまいりました。今後、医療的ケアが自分でできるようになることによって、学校生活がさらに豊かになることを期待しているところでございます。

### ◎ 質 問 ②

- ・社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、平成24年4月より特別支援学校において、医師や看護師との連携の下、一定の研修を受けた教員については、特定認定行為業務従事者として特定の医療的ケアを実施することが制度上可能となりました。本市においても、田島養護学校の教員の皆さんには、今後、研修を受講していただき、医療的ケアの充実を図るべきと考えますが、見解と対応を伺います。

### ◎ 答 弁

田島養護学校には、これまで看護師を配置して日常的に医療的ケアが必要な児童生徒への対応を行ってきたところでございます。平成26年度には知的障害教育部門に加え、肢体不自由教育部門を新たに設置することから、医療的ケアを必要とする重度障害のある児童生徒の増加が想定され、さらに安全に医療的ケアが実施できる体制を整えることが重要であると認識しているところでございます。

今後は、医師や看護師との望ましい連携体制や緊急時の対応等の検討とともに、認定特定行為業務従事者としての教員のあり方につきましても検討してまいりたいと考えているところでございます。

◆ 音楽活動推進事業について

◎ 質問 ①

- ・子どものための音楽活動推進事業の一環として、昨年度は子どもためのオーケストラ鑑賞事業等4つの事業が行われました。このなかで、オーケストラ鑑賞事業にかかった費用と参加した学校数を伺います。

◎ 答 弁

事業費は、約1千5百万円でございます。また、参加校は、小学校が113校のうち80校、特別支援学校が3校のうち1校で、合わせて81校の参加がございました。

◎ 質問 ②

- ・今年度からはミュージア川崎において東京交響楽団の演奏を鑑賞されるとのことですが、教育文化会館で行われた昨年度は、小学校113校中80校が参加したとのことですが、募集方法について伺います。

◎ 答 弁

募集にあたりましては、毎年1月に小学校全校と、初等部のある特別支援学校2校、合わせて115校に参加希望用紙を配布し、次年度の参加を募り、2月に参加校を決定しております。昨年度は、希望した全ての学校が鑑賞したところでございます。

◎ 質問 ③

- ・小学校の不参加校33校のうち、宮前・多摩・麻生を中心とした学校が27校を占め、8割を占めておりますが、参加しなかった主な理由について伺います。

◎ 答 弁

オーケストラ鑑賞開催日が自然教室などの学校行事と重なったこと、また、昨年度の場合には会場が教育文化会館のため、宮前区より北部地域の学校につきましては、移動に時間を要し、鑑賞するのに1日がかかりになってしまうことなどが、申し込みを行わなかった主な理由でございました。

◎ 質問 ④

- ・本来、この事業は川崎市が世界に誇る本格的な音楽ホールで、本物の音楽を聴かせたいという目的で開始されましたが、不参加校のほとんどが北部地域に集中し、学校自体が遠いことを理由に挙げていることを考えれば、ミュージアにこだわらず、昭和音楽大学や洗足学園大学の素晴らしいホールを利用し、学生や卒業生によるオーケストラ鑑賞ということも検討できるかと思われませんが、伺います。

◎ 答 弁

本市が誇るミュージア川崎シンフォニーホールにおいて東京交響楽団のプロの生演奏を聴くことは、小学生の子どもたちにとって大変貴重な音楽体験になると考えております。今後も川崎市の子どもたちが、ミュージア川崎シンフォニーホールで音楽の素晴らしさを体験できるよう取り組ん

でまいりたいと考えております。

また、川崎市内の音楽大学には、他の音楽活動推進事業におきまして多大な御協力をいただいております。素晴らしいホールもございますが、大学のホールでの開催につきましては、収容人数等の課題がございますので、今後、開催の可能性について、調査してまいりたいと考えているところでございます。

#### ◎ 質問 ⑤

- ・校長会の企画により実現している劇団四季のミュージカル鑑賞については、全ての小学校が参加しているということですが、この企画は、いつから始まり、全校が参加している理由について伺います。

#### ◎ 答 弁

この事業は、平成22年度から開催されており、今年で4年目を迎えるものでございまして、全ての小学校が、この企画の趣旨に賛同しての参加であると同っております。

#### ◎ 質問 ⑥

- ・生演奏を見せるという意味では、消防局の音楽隊やカラーガード隊による素晴らしい演奏や演技も大いに活用すべきと考えますが、消防音楽隊による小中学校への演奏実績を伺います。

#### ◎ 答 弁

昨年度は、小学校2校で消防音楽隊による演奏の御協力をいただいたところでございます。具体的には全校児童を対象に、火災予防広報活動の一環として消防音楽隊を招き音楽鑑賞会を開催した学校と、4年生が消防総合訓練場を訪問し、見学の後、演奏を聞かせていただいた学校がございました。

今後も、様々な機会を活用し、子どもたちが音楽のよさや美しさを感じ取り、豊かな情操を育ていけるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

#### ◎ 質問 ⑦

- ・二学期制が導入されて以降、カリキュラムに余裕がなくなり、遠足や社会化見学をはじめとする様々な行事が減らされていることは、現場の教師や保護者からも多く聞かれる話です。近年、学校行事が減った理由と、学校行事に対する教育委員会としての見解を伺います。

#### ◎ 答 弁

平成10年告示の学習指導要領の改訂で、全体の教育内容の縮減、総合的な学習の時間の新設等があり、学校行事につきましても、活動の意義や学習のねらい等を考慮しながら内容の見直しを行い、精選を図り、重点化に努めることが求められたところでございます。これに基づき、各学校におきましては、これまで実施していた学校行事の縮減が図られたものと捉えております。

学校生活は、子どもたちにとって魅力があり、楽しく充実したものであることが望ましく、そのために、学校行事が果たす役割は大きいものでございます。素晴らしい芸術にふれたり、友達と力を合わせて何かを成し遂げたりすることは、自然や芸術に対する豊かな感性を育て、助け合うことの大切さを学ぶ機会となるものと考えております。

教育委員会といたしましては、今後も豊かな情操を育てる教育活動を支援するなど、学校行事

の内容の充実を図ってまいりたいと存じます。

## ■ 決算審査特別委員会 公明党 岩崎委員（9月26日） ■

### ◆ 介護予防事業について

#### ◎ 質問

- ・生涯学習の取組として、シニア世代の活力を地域で活かすための支援事業を行っていますが、具体的な内容と成果を伺います。また、地域参加に向けた関係局との連携についても伺います。

#### ◎ 答弁

生涯学習における取組といたしましては、教育文化会館・市民館・分館におきまして、平成20年度より「シニアの社会参加支援事業」を実施しております。

シニア世代の地域参加へのはじめの一歩となるような啓発と仲間づくりを主な内容とした「入門コース」と、より具体的な地域活動へ結びつく学習プログラムを行う「活動コース」を実施しております。事業スタートから昨年度までの5年間で、全88事業を実施いたしました。

まち歩きを通して地域の魅力を発見する事業や、防犯ボランティアや地域の緑化ボランティアを育成する事業、孫育てから地域での子育て支援へ意識を向ける事業など、様々なテーマにより講座を実施しております。

事業に参加された方々からは「これまで地域にほとんど関わりがなかったが、改めて関心をもつことができた」「地域で仲間ができた」といった感想をいただいております。

例えば、幸市民館で実施した講座では、蕎麦打ちのボランティアグループが誕生し、障がいのある方を対象とした事業や、市民館や地域のイベントへご協力いただいているところでございます。

さらに、公益財団法人川崎市生涯学習財団におきましても、市民アカデミーの修了生や地域人材の活用を目的に平成19年度よりシニア事業に取り組んでおります。

具体的には、シニアの方々を福祉施設で活動する傾聴ボランティアとして育成する取組や、小学校のパソコン学習、郷土の学習、環境学習のサポートを行うボランティアとして育成する取組を進めてまいりました。

昨年度からは、新たに学校現場でニーズの高い理科実験準備ボランティアや、特別支援教育ボランティア及び保育ボランティアの養成などもはじめたところでございます。

次に、地域参加に向けた関係局との連携でございますが、例えば、教育文化会館田島分館では、川崎区役所と連携し、地域振興課の「川崎区まちづくりクラブ事業」や地域保健福祉課の「まちの縁側事業」を、シニア世代の社会参加の場として紹介するなど、テーマにより、様々な関係部署のご協力をいただきながら、事業終了後の具体的な活動に関する情報やヒントをいただいております。

団塊世代の大量退職に伴って各事業をスタートしてから約5年が経過し、再就職をされていた方々も本格的に地域へ戻ってこられる時期に入っておりますので、今後とも、市民館や生涯学習財団における取組を推進してまいりたいと考えております。

## ◆ 生ごみリサイクルモデル事業について

### ◎ 質 問

- ・生ごみリサイクルを実施している小学校は15校、全体の13%程度です。教育委員会が設置した生ごみ処理機による堆肥化事業も3校で実施していますが、今後、生ごみリサイクル事業をどのように進めていくのかお答えください。
- ・推進する際、飼料化型では児童が見える環境教育・環境学習にはなりません。オンサイト型が可能なところは推進すべきと考えますが、見解を伺います。

### ◎ 答 弁

学校給食から発生する生ゴミにつきましては、これまでモデル校による堆肥化や飼料化などによるリサイクルに取り組んできたところでございます。

生ゴミ処理機を設置している学校では、生成された堆肥を学校農園で活用するなど、生きた教材として活用しているところでございます。

教育委員会といたしましても、生ゴミの減量化は大変重要なことと認識しており、飼料化を実施している学校では、飼料化リサイクルについての出前授業の開催を、学校および事業者とも調整を進めているところでございます。また、今年度、新たに7校程度の小学校におきまして、飼料化を進める予定でございます。

学校における生ゴミの減量化やリサイクルの取組は、環境教育の観点からも大変重要なことでございますので、今後も引き続き環境局と連携を図りながら進めてまいりたいと存じます。

## ■ 決算審査特別委員会 民主党 織田委員（9月26日） ■

## ◆ 水泳指導について

### ◎ 質 問①

- ・本市小学校における水泳授業の平均時間数について伺います。
- ・この時間数は、学習指導要領で例示されている内容に到達するのに十分な時間と考えるのか伺います。

### ◎ 答 弁

現行の学習指導要領におきまして、体育の時間数は、1年生では102時間、2年生から4年生は105時間、5・6年生は90時間が標準時数として設定されているところでございます。この時間数の中で、水泳を含めたさまざまな領域をバランスよく指導することが求められており、水泳の時間数はどの学校におきましても、おおむね10時間程度を確保し、年間カリキュラムに位置づけているところでございます。子どもたち一人ひとりの身体能力や既習経験に応じて、習得までの時間には、個人差が見られますが、学習指導要領に例示された内容に到達できるよう、児童の実態に合わせて、段階的な指導や手立ての工夫などを行っているところでございます。

今後も、「地域を活用した学校丸ごと体力向上推進事業」などを活用し、希望する学校に外部指導者を派遣するなど、水泳指導の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

## ◎ 質問 ②

・過去の質疑で、夏季休業中の水泳指導については、「安全面の配慮とともに、指導者をはじめ、安全監督者の確保、子どもたちや保護者の要望など、各学校の状況に基づいて、それぞれの学校における夏季休業中の取組全体の中で判断し、実施するものと考えております。」との答弁を得ていますが、平成24年と25年度の夏季休業中の水泳指導を行った実績について具体的に伺います。

## ◎ 答 弁

夏季休業中の水泳指導についてでございますが、現在の2学期制の実施に伴い、各学校では、弾力的な教育課程編成が可能となったことにより、夏季休業を以前と比較して短縮する傾向が見られ、また、夏季休業中における子どもたちの過ごし方も多岐にわたっております。さらに、教員は、7月中は各教科の研修会、8月に入りますと初任者宿泊研修会をはじめ、2年目研修や2校目異動研修などの経年研修に参加するため、水泳指導を実施するための安全確保を含めた校内の指導体制の確保が難しいところでございます。

しかしながら、生命に関わる運動領域でございますので、各学校における水泳指導の充実に努めるとともに、今後、教員をはじめとする指導体制のあり方や、広域型地域スポーツクラブなど、外部団体と連携を図った水泳教室のあり方などについて、調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

## ◎ 質問 ③

・本市の水泳指導には「命を守るための水泳」との目標が明示されていない。「学習のねらい」に明確に位置づけ、ライフセービングの視点から水泳指導の強化を図ることを検討していないのか伺います。

## ◎ 答 弁

小学校学習指導要領の水泳の領域における「態度」のなかには、「水泳の心得を守って安全に気を配ったりすることができるようにする。」と示されているところでございます。これに基づき、学校の実態に応じて、着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方などを学習しているところもございいます。

教育委員会といたしましては、研修等を通じて、プールの管理運営や水泳指導のあり方が、子どもたちの生命の存否に関わるということを教職員に啓発してまいりたいと考えているところでございます。

## ■ 決算審査特別委員会 共産党 佐野委員（9月26日） ■

### ◆ 教育施設の維持管理について

## ◎ 質問①

・平成24年度内で、市立学校から出されている軽易工事申請件数、同工事実施件数及び、次年度繰越件数についてお答えください。また、不要額277,784,471円の理由についても伺います。

**◎ 答 弁**

初めに、学校施設の軽易工事についてでございますが、平成24年度の申請件数は、1,676件、そのうち軽易工事により対応した件数は1,248件となっており、残る428件については、設計工事や翌年度の対応としたものでございます。

次に、義務教育施設整備事業の不用額の理由についてでございますが、本事業では、エレベータ設置、学校トイレ快適化、窓アルミサッシ化、校舎の外壁改修等を実施しており、不用額の理由につきましては、設計金額の精査や入札効果による事業費の減などが要因となっております。

**◎ 質 問 ②**

- ・過去5年間のその他修繕工事請負費の推移について、予算額、決算額それぞれについて、伺います。

**◎ 答 弁**

その他修繕工事請負費の年度別の当初予算額と決算額の推移でございますが、平成20年度予算額6億円、決算額約8億1,061万1千円、21年度予算額5億6,177万1千円、決算額約6億8,301万7千円、22年度予算額5億500万円、決算額約7億3,601万1千円、23年度予算額5億500万円、決算額約8億1,064万2千円、24年度予算額4億9,636万9千円、決算額約8億1,543万7千円でございます。

また、今年度につきましては、予算額5億500万円でございます。

**◎ 質 問 ③**

- ・当初予算額では低く抑えられていますが、維持管理というのは、付け足してやるような工事ではなく、施設を長持ちさせるために適切に定期的に管理する事が何よりも不可欠です。維持管理の考え方について伺います。

**◎ 答 弁**

施設設備の維持管理につきましては、特に、学校施設が児童生徒の生活の場という点を踏まえ、教育環境の維持・向上と子どもたちの安全の確保に資することが重要でございます。学校ごとに行われる日常の点検と教育委員会による法令に基づく点検等を通じて状況を把握し、修繕等の必要が生じた場合には、適切な予算執行の下、遺漏のない対応に努めているところでございます。